

令和7年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年6月13日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	村田 弘行	2番	小菅 康子
3番	山本 剛	4番	木下 伸一
5番	津村 俊二	6番	山崎 敦志
7番	橋 俊明	8番	石川 恵美
9番	服部 嘉雄	10番	奥山文市郎
11番	田中 陽介	12番	東郷 克己
13番	岩井智恵子	14番	鈴木 市朗
15番	山崎 有子	16番	稲垣 誠亮
17番	荒川 泰宏		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	辻 拓	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第41号から議第49号まで  
(専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般  
会計補正予算(第11号)) 他8件)  
質疑
- 第3 議第41号から議第45号まで並びに議第48号及び議第49号  
(専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般  
会計補正予算(第11号)) 他6件)  
討論、採決
- 第4 議第46号、議第47号及び請願第1号  
(令和7年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他2件)  
常任委員会付託
- 第5 議第50号  
(野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関  
する条例の一部を改正する条例)  
提案理由説明、質疑、常任委員会付託
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られていますので、録画、録音、写真撮  
影等を許可することを申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は6月5日と同様であり、タブレッ  
トへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第6番、山崎敦志議員、第7番、橋俊明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、議第41号から議第49号まで「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第11号))」他8件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

ただいま議題となっております議第41号から議第49号までの各議案については、通告による質疑はございません。よって、質疑を終結いたします。

(日程第3)

○議長(山本 剛) 日程第3、議第41号から議第45号まで並びに議第48号及び議第49号「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第11号))」他6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号から議第45号まで並びに議第48号及び議第49号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、議第41号から議第45号まで並びに議第48号及び議第49号の各議案は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第41号から議第45号まで並びに議第48号及び議第49号の各議案について、通告による討論はございませんでした。よって、討論を終結いたします。

これより、議第41号から議第45号まで並びに議第48号及び議第49号について、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第41号「専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第11号))」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第41号は原案のとおり承認されました。

次に、議第42号「専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第42号は原案のとおり承認されました。

次に、議第43号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第43号は原案のとおり承認されました。

次に、議第44号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第44号は原案のとおり承認されました。

次に、議第45号「専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第45号は原案のとおり承認されました。

次に、議第48号「野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第48号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第49号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

て」は、桂光弘さんを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(山本 剛) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第49号は適任とすることに決しました。

(日程第4)

○議長(山本 剛) 日程第4、議第46号、議第47号及び請願第1号「令和7年度野洲市一般会計補正予算(第2号)」他2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第46号及び議第47号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

次に、請願第1号「国に対し、『刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」は、会議規則第92条第1項の規定により、タブレットに掲載の請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

(日程第5)

○議長(山本 剛) 日程第5、議第50号「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(櫻本直樹) 皆様、おはようございます。

それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、条例改正1件を提案いたしますので、ご審議をよろしく願います。

議第50号「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案については、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、市が執行する選挙についても選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費や選挙用ポスター作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行うため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

○議長(山本 剛) これより質疑に移ります。

ただいま議題となっております議第50号について、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山本 剛） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第6）

○議長（山本 剛） 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第11番、田中陽介議員。

田中議員。

○11番（田中陽介議員） 皆さん、おはようございます。第11番、田中陽介です。

それでは、質問を始めさせていただきます。

まず1つ目、「健全な子どもの発育のための座り方について、あたりまえを問い直す」ということで質問させていただきます。

初めに、これ、私の下の娘がちょうど小学1年生になったんですけれども、その子が言った一言からこの質問を考えました。

というのも、座るのが非常に苦痛である。それで、強要されるのがしんどいという。

ほんで、それは私は当たり前であるというふうに最初聞いたときは思いました。そして、上の子たちに聞いても、確かに嫌だけれども、つらいけれども、そういうもんだらうと。ほんで、逆らったら怒られるから何も言えないというようなことを聞いたときに、僕たちもすごく本質を問う力が失われているんじゃないかなと思いました。

小学校1年生の上がりたての子だからこそ、その疑問がずっと出てきたのかなというふうに感じまして、それに基づいていろいろと調べた結果で議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、私たちの生活において、姿勢というものが様々な影響を及ぼしていることは想像できると思います。

そして、今回はこの子どもたちの座る姿勢について議論していきたいと思っております。

近年、いわゆる体育座り、三角座りですね。これを見直そうという動きが出てきております。

理学療法士をはじめとしたそうした専門の方々からの指摘もあり、両手で膝を抱え込む姿勢は腰や内臓、また、座骨などにも過度な負担がかかりやすく、内臓の圧迫や腰痛など体への様々な悪影響の可能性が明らかとなってきたからです。

もともと体育座りは、1965年頃に当時の文部省が学習指導要領の補足として発行した「集団行動の手引き」というもので、腰を下ろして休む体勢としてイラストつきで紹介されたことをきっかけに、ここから全国に広まったと言われております。

現在の文部科学省に問い合わせますと、あくまでこれは例示であり、体育座りを強制したり強く推奨するものではないとしております。実際に全国では、児童生徒が従来体育座りをしていた場面でパイプ椅子を導入したり、あぐらなどの負担の少ない座り方を取り入れたり、座り方に制限を設けない学校も少しずつ増えつつあります。

しかしながら、現在も園そして小中学校を中心に、大半のそうした教育の場で体育座りが当たり前に取り入れられ続けております。学校ごとに一定の裁量はあるとはいえ、やっぱり現場からは文科省や教育委員会の後押しがあれば対応したいという声も多いと聞いております。

個々の学校の判断で見直しを行うことには足踏みする傾向があるとされております。

そこで質問します。

現在、市内の園そして学校などの教育関係において、集会の際、そして団体行動、体育の授業などの際において、この体育座りというものはどのように扱われているか、現状を伺います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 皆様、おはようございます。

それでは、ただいま質問いただきました田中陽介議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問にお答えをします。

成長が著しい児童生徒に対して体育座りを長時間強いることは、医学的に腰や座骨などに過度な負担がかかり、体へ様々な悪影響を及ぼす可能性があるとの研究結果があります。

野洲市においては、話や説明を聞く際、「腰を下ろしましょう」といった指示で体育座りをすることはありますが、長時間強制することは行っておりません。

一方、儀式的行事等で大事な話をする際など、聞き漏らしがないようよい姿勢を求めるときはあります。その際は、「顔を上げましょう」、「おへそを前へ向けましょう」、「背筋を伸ばしましょう」など、園児、児童生徒が注意深く話を聞けるような声かけを行っております。

以上とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） ただいま、よい姿勢、強制はしないということをまずおっしゃった。そして、よい姿勢を儀礼の際などは取ってほしいということなんですけど、このよい姿勢というのは、今おっしゃったこの背筋を伸ばして胸を張るというようなことなんですけど、これはどんな。

それは体育座りの中でよいポジションを取り続けなさいということなのか、そういった背筋が伸びて胸が張っていればどんな姿勢でもよいということなのか、一体これはどういう認識をすればいいんでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員のほうからおっしゃっていただいたんですけども、いわゆるよい姿勢というのは、今で言いますと、話が聞ける姿勢というふうに捉えていただいたらいいかなというふうに思いますので、それはそれぞれ個々に、場合によったら、今も話がありますけども、体育座りというところをする子もいるかもわかりません。また、自分でやっぱりこういう姿勢のほう聞きやすいなと思ったらその姿勢を取るというふうな子どもたちもいるというふうに理解しています。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） では、今の認識というか、教育長のお話でいくと、園から学校に伴い、野洲市では本人が話をしっかり聞けるとか、それから身体的負担がないという姿であればどんな姿勢でも強要されたり怒られたりということはないという認識になりますが、現状そういった実態になっているというふうに感じられますかね、教育長。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今おっしゃったことの中で、先ほど議員のお子さんの話もしていただいたんですけども、ひょっとすると苦痛を感じているというふうなことをなかなかみんなには言えないというふうな状況があるやもわかりませんが、ただ、全般的にはそのよ

うなことで大変困っているというふうな話は私のほうには聞いておりませんので、それぞれの学校の中において適切に対応していただいているものだというふうに認識しております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） では、次にいきたいと思います。

子どもや関係者に聞いても、これは学校に行っているOTさんとか園に行っている方とか、そういった方にも、私、お話を聞きました。やはりこの体育座りは苦痛であるという声も聞き、そして、子どもたちにも聞きました。

先ほども言いましたが、科学的にも、脊柱本来の湾曲とは異なる丸まった姿勢になりやすいんですね。どうしてもこうなりやすい。いくら胸を張れと言われても、多分やらしてもらったら分かるんですけど、あの姿勢で胸を張って、きちっとしゃんとするというのは、すごい筋力が要るんですね。

そういったことで、子どもたちは、要は先ほどおっしゃった話が聞けないんですよ。要は、それを維持することにすごく体力と筋力を使う。そうすると、話の内容とかが入ってこない。これはもう、理学療法であったりOTさんであったりとか、そういうところの方に聞いても同じようなことを言われておりました。

そう思うと、この園、学校において、体育座りができないであったり、座り方というのに対してどれだけ注目しているのかというか。

子どもが話が聞けないのは子どもの責任ではなくて、もしかしたらそういうことを強要している環境の責任ももしかしたらあるかもしれないということも踏まえて、この2問目ですけれども、例えば、本当に今、この苦痛を訴えたりとか崩している生徒に対して、「しゃんとしろ」とか「しっかり座れ」とかそういった指導が行われていないのか。実際そういう声があったときにどんな対応をしているのかという現場の部分を2点目お伺いします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

1点目でも述べさせていただきましたが、長時間の体育座りというのは強制はしておりません。したがって、体育座りができていないということについて、児童生徒に対して注意を払うということは基本的には行っておりません。

園につきましても同様で、その場に座ることが困難な園児に対して椅子を用意するなど、

個別の対応を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） 非常に柔軟な対応が現在されているというようにお伺い、今しておりますので、それがしっかり運用されているのかというのが大事なところになります。

3番、3点目に行きますけれども、もともと日本人は正座とかあぐらというのが一般的でありました。そういう体育座りは戦後導入されたということで、これまた精神的にも非常に影響があると言われております。

今確かに教育長のお答えの中で、こういったことは強要していないと言っておられましたので、なので、ちょっと重複する部分があるので、ちょっと質問を変えますと、現状、とはいえ、子どもたちに聞くと、強要に近い指導が行われているということなんですね。

ほんで、これを、「もうされていないですよ」と。「これ、学校園では確実に自由な座り方が指導されていますよ」と言えることは恐らくないとは思うんですけれども、そうであったときに、どのように野洲市として、教育委員会として、この問題について取り組んでいくのかということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） では、3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

長時間の体育座りは児童生徒の成長に悪い影響を及ぼす可能性があることや、学習指導要領・体育編の解説に「秩序正しく能率的に行動するための基本的なものを身につけておくことが大切」とあることから、子どもたちの健康と集団行動のあり方の両観点から、どのような形がふさわしいか検討していく必要があると考えます。

姿勢のよしあしは、体の発育のみならず、学習意欲や性格の形成にまで影響を与えます。体育座りだけでなく、むしろ教室で椅子に座って学習をしている時間の多さを考えると、正しい姿勢は一時の指導だけではなく、学校生活の中で身につけていく必要があります。

長時間の姿勢保持ができない原因として、筋力の低下、生活環境の変化、生活リズムの乱れなどが指摘されています。健全な発育のために、体育座りの視点のみならず、様々な要因を考え、子どもたちのよりよい成長を支えていきたいと考えております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） おっしゃるとおりだと思います。

この座り方については、今、教育長も筋力の低下等のお話をされましたけれども、篠原小学校や篠原こども園において、以前にこの座るための筋肉づくりというような研究というか、取り組みをされていたことはご存じでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） すいません、私、承知しておりませんでした。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） これも運動療法とか理学療法の方と一緒に行われたということを知っています。そういうことが全体でやっぱり共有できていないということもまた問題かなというふうに思います。

やはり身体的な面から見ると、小学校の低学年の子たちがじっとしてられないとか、そういうことというのは実はごくごく当たり前で、まずはしっかり体をつくるという、頭を使う前にまず体をつくらないと頭にもしっかり入らないというようなことが言われております。

なので、小学1年生の壁とか、よくそういう話、座れないとか、ほんでそれをいかに座らすかみたいな話もありますけれども、そうではなくて、やはり体をしっかり鍛えていく。

ほんで、無理させないということですね。そこはしっかり大事なことなので、こういったいい取り組みも野洲市内でされていたということですので、ぜひこういうことをもう1回ちょっと共有していただいて、全体で座り方とか指導のあり方についても再度確認いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員がおっしゃったように、私自身の認識不足ということもございましたけれども、今のような形、姿勢であるとか、あるいは体力の面に関してもそうなんですけれども、そういったところ辺のことについては、ぜひ市内の中でも共有していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） ありがとうございます。

今回、こういったことなんですけれども、例えば先ほどおっしゃったもう一つの内容的には集団行動という話がありました。要は規律正しく集団行動ができるようにというようなことなんですけれども、世界的に見ても、この体育座りをさせて、ばしっと並べるみたいなことは、よその国ではあまりされていない。

これ、何で日本でこういうことが取り入れられたかという、やはり狭くて人が多いという高度経済成長のときにすごく教室内子どもがあふれるとか体育館に子どもが多いというときに、いかに省スペースで座らせるか、管理できるかという、そういう視点でやっぱりこういったものが取り入れてこられたのかなと。

済んでしまったことをとやかく別に言うこともありませんが、果たして現段階でそれを同じようにやっていくことが、当たり前ね、同じように、ずっとやってきたからそれを続けていくことが本当にどうなのかということの検証が必要なのかなというふうに思います。

恐らく、多分今回この質問においていろいろと調べていただけたなと思うんですけども、その当たり前というのが非常に怖いなというふうに思っております。

現時点においては、やはり集団行動として管理するというのは、今の教育指導要領の内容からしましても、そうではないんじゃないかなと。これは大人の都合であって、見た感じ統制が取れているとか、何かすごくきれいに。これ、よく軍隊とかそういうところでぴしっとそろっていると格好いいという、それはありますけれども、しかし、それが本来の教育の話が聞ける、ちゃんと聞けるとか、何ですかね、教育のあり方と、しっかりこれ、リンクしているのかなと。自分で考えて動ける子どもたちを育てていくというところなんですけど、しかしそういった不満すらも自ら改善できない、声を上げられないような教育をしまっている部分があるんじゃないかなというふうに思っております。

これは4点目の質問になりますけれども、こういったことを再度、この体育座りだけじゃないと思うんです。学校の中で、本当にこれは子どもたちのためになっているのか、これは大人の都合で今までの慣例でやっているみたいなことをやはり問い直さないといけないんじゃないかなと思うわけです。

今回はこの体育座りという分かりやすい形で問いましたが、そういった、これ、前々からも言っていると思うんですけど、根本的な教育のあり方みたいなことを問い直すステージにやっぱりどんどんこれから進んでいかないといけないと思いますが、教育委員会としてまたどのように考えるか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

田中議員のおっしゃるとおり、今までの当たり前について疑問を持つことは非常に重要であると考えます。野洲市においても、昔は当たり前だったことを時代とともに柔軟に変

化させていきたいと考えております。

昔に比べて変化があったことといたしますと、例えば、体育の時間や学習の時間に水分を適宜取るようになったことや、登下校の負担軽減のために学習道具を学校へ置いておくようになったことなどが挙げられます。ICTの推進や別室など、居場所の確保なども同様です。

今後も時代にそぐわない慣例を取り払い、一人ひとりに合った学習スタイルを充実させ、全ての子どもたちが生き生きと学んでいけるような学校にしていきたいと考えております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） おっしゃるとおりというか、そのようにしていただけたら素晴らしいと思いますが、そのために何をどうしていくのか。

今教育長がおっしゃった、向かうところは同じように私も思っておりますが、そのために何かをしていかないと、行動していかないことには何も変わっていかない。その時間と労力が必要と思いますが、そこに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今おっしゃっていただいたところは、本市におきましても1つやっぱり大きな課題かなというふうに思っています。

それはと申しますと、やはり今までからの慣例的に、あるいは昔ながらにやっていた、そのことをみんなが当然のようにそれは当たり前なんだというふうな認識を持っていることが多々あったのかなというふうに思っています。

私自身も、この教育長という仕事をさせていただいてから1つ大きく考えたのは、一つには、要は当たり前というものをやっぱり問い続けていかなあかんやろうということ。これは教育者なんかはよく言うんですけども、いわゆる不易流行というところかなというふうに思っています。

それと併せて、子どもたちにとっての生きる力というものを問い続けていく。これは私の大きな仕事でもあるのかなというふうに思っていますので、そのあたりの視点から各学校に対しましても、例えば、先ほど言われました集団行動、これ、例えば修学旅行とかで電車に乗ったりするようなときには、やっぱりきちんと整列をして乗っていかないと、短い時間ですので、そういうふうな中において、あるいは緊急避難的に場所を移動するというふうなときには、そういったところ辺も必要かなというふうにも思っていますので、その部分が日常的なものにならないように指導していくということも併せまして、やはり新

しい座り方というのがなかなか見つけられない部分もありますので、ぜひこのあたりについても、もしまた議員のほうからも、こういうふうなのがいいですよというのがあったら教えていただきたいなと思う部分と、それから、今のようなことを全般に学校のほうにも徹底をするというあれではないんですけれども、やっぱり当たり前というところ辺を常に各学校のほうでも見直しをしてもらうというふうなことは、これからまた校長会等もございますので、そういった中でも話をしていきたいなというふうにして思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） 座り方の話はおっしゃった方向でよろしいかなと思うんですけれども、校長会で共有して、それぞれ考えてくださいねというだけで果たしていいのかなというところで、結局物事を変えていくに当たっては、かなり校長の裁量というのは各校園、園長、校長の裁量が大きいと思います。

ただ、教育委員会がいろんなプランとか計画を立てて、市としての「こうやっていこうよ」というやっぱり大きなリーダーシップをある意味取っていかなければいけない部分もあるのかなと。

一方で、コミュニティスクールとか学校運営委員会とかそういったところでボトムアップでやっていく部分。それはもちろんコミュニケーションを取っていかないといけないんですけれども、今までどおりにやっていたら、当たり前をやっていたら、当たりの結果にしかならないので、やはりそこは一定何かしらの構造的な施策というか、動きがないと、その校長会等の中で、ぱっと、「よろしくね」と言うだけではなくて、本当に真剣にそれぞれの校長先生、園長先生と教育長とか教育幹部と一緒に議論を交わすような時間をしっかり取ってやるとか、そういった何かしらの働きかけをしないと、「もうお任せします」、「よろしくね」では恐らくなかなか変わらないと僕は思うんですけれども、教育長はいかがお考えになられますか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今ご指摘をいただきました私自身も确实のそのとおりだというふうには思っておるんですけれども、いわゆる教職員についての働き方改革と併せまして、コロナ禍以降、いろいろな、今までやっていたことを見直そうという機運はかなり高まってきたなというふうな思いもありますので、もう一度その辺のことにつきましても学校のほうに指導をしてまいりたいなというふうにして思っています。

今、具体的に、じゃ、このことをこうしようというようなものは持ち合わせてはおりませんけれども、1つでもやはり子どもたちのためにこういったことをこのように変えていこうというふうなことがたくさん出てくるように考えていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） ありがとうございます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

2つ目ですけれども、次は「新しい野洲市を創っていくために戦略的な外部人材の活用を」ということで質問していきたいと思います。

前々山仲市長から前栢木市長、そして今の櫻本市長と、この期間4年ごとに市長が変わってきたという、山仲市長は12年されましたけれども、そこから1期で変わったということもありまして、特に主要政策、病院をはじめとした駅前、病院ですね。こういった主要政策が二転三転してきたことは、これはもう民主主義としては仕方がないことではありますけれども、やはり野洲市の政策を進めていくにおいては、やはりマネジメントが難しかった部分、そして職員等の気持ちの部分とか、いろんなネガティブな面もあったのかなというふうに状況として捉えております。

しかし、これから駅前開発、そして県立高等専門学校、そしてM I Z B Eステーション、さざなみホールの活用、文化ホールの改修。改修なのか何か分かりませんが、そうした多くの重要課題というか、前向きな話が進んでいくに当たって、これを市民ニーズとともに未来志向でマネジメントしていく必要があります。

現在、野洲市でもいろいろとしっかりこなしていただくゼネラリスト、要は何でもそれなりにできるメンバーというのはたくさんいるとは思いますが、一点突破で専門的に強みを持つプロフェッショナルのような人材というか、そういったものがやはりちょっと少ないのではないかなと考えております。これは批判というより、公務員という特性上、そういった部分というのは仕方がない部分というか、あるのかなと思っております。

そこで、やはりこの野洲市をこれからダイナミックに櫻本市長のもとで動かしていくに当たりましては、やっぱりマネジメントできるマネジャーとなる人材を外部のそういった経験者、有識者から募集することで、残り3年余りしっかりと市政を、政策を推進していけるのではないかと考えております。

これは、参考までに言いますけれども、2011年に守山市で宮本前市長が立ち上げら

れた成長戦略委員会、そしてそれに関わる政策推進マネジャーというような制度を参考に質疑しているものであります。

1点目です。

例えば、シティブランディングや教育そして文化、地域経済、地域コミュニティ、そして農林水産といった、これはあくまで例ですけれども、政策単位で、そうしたプロフェッショナルな人材を残りの市長の任期において公募するなど、そういったことを考えてはいるかがと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、田中議員の新しい野洲市を創っていくための戦略的な外部人材の活用のご質問についてお答えいたします。

まず1点目、プロフェッショナルを3年任期で公募することについての考えのご質問でございます。

まず、この外部人材との協働の現状につきましては、各分野の事業を進める際に、市民をはじめまして、国、県、市町といった他の行政機関、また大学、各種団体、民間事業者など多様な主体とまちづくりの目標や課題を共有し、現在連携を図っているところであります。

その際には、様々な視点からのアイデアや工夫を取り入れ、担当する職員も前向きにまちづくりを進めようとする意識を持って、地域課題の解決や市民サービスの向上に努めているところであります。

外部人材の活用に関しましては、私の選挙公約でも掲げております組織力の底上げをするには効果的であると考えており、この3年ではなく、スポットにはなりますけれども、既に取り組みも始めておるところでございます。

例を挙げますと、昨年度、DXを推進するに当たりまして、国の事業を利用しまして、専門家の派遣をいただいたところであります。

それで、今後につきましてでございますが、ただ、導入を目的化することは避けつつになりますけれども、各分野の政策をより推進するために、目的、専門性、役割、投資効果、こういったものも精査しつつ、必要性や効果が高い専門分野に外部人材を登用することを前向きに検討していきたいと考えています。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） 今、前向きに検討していくという話をいただきましたけれど

も、やはりさっきおっしゃったように、何を目的に、どういう制度を使って、どういう人材を当てていくのかという、そこが非常に大切だと思います。

これを、今、市長前向きにとおっしゃいましたが、要は戦略的にそういった、何ですかね、人材活用であったり登用の意思決定を左右するような戦略を考えていく。これは市長1人で考えられるのか、それとも何か部長会であったりとか、そういう政策調整課なのか、何かそういったところでやっていくのか、これは野洲市においてはどのような仕組みになっておるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 現状といたしましては、私が就任してから、新しい政策を考えるということに関して、部長会等で発案をし、議論をするということは現状としてはないというのが実態であります。

基本的には、私が就任をし、私の政策を各部局のほうでいかにして実現するのかということを考えていただいていると。現状はそういう状況にあります。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） ありがとうございます。

今の現状だと、各政策単位で部長たちが専門的に頑張ってくれているというような話に見えるんですが、そこを統合的に、恐らく人事だけでその政策を考えることも恐らくできないでしょうし、他のところとも全体の中で恐らくそういった戦略というのが発生していくと思います。

現状そういう大枠を固めていく組織がないのであれば、そういう会議であったりとかというのも今後必要になってくるのかなと思いますが、そういったことはお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） まず、これも現状にはなりますが、政策的な、全体的なものにつきましては、政策調整部というところがございます。総合計画、また戦略を通じまして、基本的には市の政策を統括し、そして各部局間の調整を図る部署があるというところであります。

ただ、ここでうまくいかない、あるいはもう少し近い距離で各部局のほうの意見交換というものが必要になれば、またそういう機会をつくってもいいのかなというふうには思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） 今おっしゃったように、やはり近い距離で、本当に膝を突き合わせて、野洲市の、政策はあると思うんですけど、それをどのように進めていけるかのプロセスを考える機会は非常に必要なのではないかなと思います。

次に行きたいと思います。

先ほども各諮問委員会とか市民参加、または専門家の参加でいろんな委員会を開いていただいております。

各種計画の審議会だけではなく、学識者、産官学連携の実証実験などいろいろあると思うんですけども、そういった多様な主体を巻き込んでチャレンジしていくということがやはりまだ野洲市では少し弱いのではないかなと思いますが、こういったのを積極的につくっていく動きというのは取れないのかということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 2点目のご質問でよろしかったですよね。

（「はい」の声あり）

○市長（櫻本直樹） について、お答えしたいと思います。

現状、これも一部現状になりますが、現時点では、例えば各種事業を進めるに当たりまして、例えば大学の教授等の学識経験者、それから各種団体、民間事業者、こういった様々な分野から代表で出てきていただいて議論をしているという現状はあります。

ただ、田中議員がおっしゃるように、そこで議論はするんだけども、実際そこで何かこう動きも伴った議論があるかということになると、私が全て承知しているわけではないんですが、なかなか少ないのかな。あるいは、ひょっとしたらないのかなということも思っております。

恐らくおっしゃっているのは、そこで議論だけではなくて、モデル的な動きだったりとかそういうことをおっしゃっているのかなと思いますけども、あまり多くないのではないかなというような認識をしております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） 今、櫻本市長がおっしゃったことは、まさに私が感じていることでして、私もできるだけ所管の委員会の関連するいろんな審議会とか実行委員会とかそういうところとかできるだけ見に行くようにはしておりますが、やはり、昔からのこれ傾向なんですけど、今に始まった話ではないんですけど、やはりどうしても帳面合わせというか、一応やっていますというような形のことが非常に多いような気がします。

ほんで、実際この参加している審議会のいろんな各種メンバーに聞いても、何で自分たちが必要やったのかであったりとか、これ、言って意味があったのか、この会議は何の意味があったのかというようなことが実際そういった委員の方からおっしゃるケースも、全てがそうとは言いませんけれども、あるというのが事実です。

ですので、せっかくそういった方々を招いてやっているわけですから、やはりそれをいかに現実的なものというか、実のあるものにしていくかということをやっつけていかないと、今いてくれる人たちももう参加してくれないというようなことにもなりかねないという危惧があります。なので、ここは本当に政策調整とか市長とか、そういった全般のマネジメントの方々もそういった会議にしっかり目を向けていただいて、本当にこれが本来の目的の会議になっているのかとか、その内容がどうなのかとか、しっかり見ていただきたいなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 私も就任以来様々な検討会議といたしますか、審議会といたしますか、出させていただいて、本当に多くの専門分野から来ていただいているにもかかわらず、あまり発言をいただくチャンスもなく終わってしまったというところで本当に申し訳ないと思いますか、もったいないなという気持ちを感じたことはあります。

ただ、これもなかなか難しいところでありまして、例えば既にある計画の変更、これも審議会にかけなければ認められない場合があります。これは仮に軽微な変更でも同じような形で取らなければならないということがありまして、これに参加した委員さんからすれば、非常に空虚に感じる部分もあろうかと思えます。

こういった部分はやむを得ない部分もありますが、ただ、おっしゃるとおり、大きな話としましては、やはりせっかく専門の分野から来ていただいていますので、提案をいただくとか新しいものを市役所の中に吹き込んでいただけるようなことを意識しながら、選任それからそういった会議の運営もやっていきたいというふうに、今聞いて感じております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） 大体こういう委員会って年に4回とか5回とかそれぐらいが多いんですけども、やっぱり本当に議論していいもんをつくっていかうと思うと、やはり数も必要になってきます。

数があると、皆さんに負担じゃないかというようなことも恐らく懸念されると思うんですが、しかし、一番不毛なのは、やっていたことがあまり意味がなかったということが

一番多分参加している方には不毛で、数があっても、本当にそれが意味が、野洲市のためとかよりよいものをつくるために価値があるものであれば、本当にそこに気持ちで集まってくださっている皆さんにとってはやりがいがあるだろうし、その後のいろんなことにつながっていくと思いますので、先ほど教育委員会の話にもありましたが、今までそうだったから、大体そうだからとか、当たり前でやるんじゃないなくて、本当に中身、何のためにやるのかというところで成果が出るように設計をしていただきたいし、今やっている、例えばMIZBEとか駅前とか、これからやるであろう駅前とかさざなみホールとか、いろんな市民や専門家を巻き込んでやっていくであろう事業というのが多々あると思います。

そういったときに、本当にそこから設計していただきたい。今までやってきたものの延長線というよりかは、先ほど教育長もおっしゃったように、何のためにという本質に立ち返ってやっていただきたいなと思いますが、そこはしっかり留意していただけるでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 大事なことだと思います。

今後、特に駅前、さざなみホール、MIZBEステーション、市の大きな事業を控えております。これ、特にこういった分野については、私がこだわっております市民との対話を通じてのまちづくり、これを実践していきたいというふうに思っております。

これも本当に行政のほうで決めたものを追認していただくような、そういった外部人材の登用というものは形式的でありまして、市民の望むところではないと思っておりますので、一緒につくっていくと。

まさに議員がおっしゃるとおり早い段階で、できるだけ早い段階で一緒につくり上げていくということが、これが参加いただいた方の満足度については失礼なんですけども、出てきてよかったなと思っていただけると幸いですし、また、早い段階から市民とも議論することがそれぞれの事業、このまち自体も我が事として考えられると思いますので、その辺は十分留意して進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） よろしく申し上げます。

では、3つ目に行きたいと思います。

今まで前段に言ってきましたけれども、やっぱり外部のプロフェッショナルな人たち、市役所の職員さんは、それはそれでこういった官僚的なお仕事のプロフェッショナルであると思うんですが、そうじゃないいろんな民間とかNPOとかいろいろある中のプロフ

ェッションナルと一緒に協創、協働することで職員の成長とかモチベーションアップ、そして市役所としての風土や組織の醸成ができるのではないかと考えるんですが、そういった、要は外部委託というよりかはもう内部にしっかりそういう外部人材を入れていくということに関して、市長の見解をお伺いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 外部から人材を入れるだけではなくて、当然外部との接触は非常に大事だと私は思っております。

この外部人材あるいは多様な主体と協働するという、これによりまして新しい知識、情報、あるいはノウハウ、価値、こういったものを取り入れることができると思います。

こういったものが蓄積されることで、個々の職員の能力のアップ、さらにはこれが組織の底上げといたしますか、こういったことが図られると思っておりますので、できるだけ、来ていただくのも大事、また出ていくのも大事、外部との接触が大事だと思っておりますので、この刺激をできるだけ、私自身もそうですし職員にも積極的にそういった機会をつくって、組織力のアップ、職員の能力のアップを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○11番（田中陽介議員） まさにおっしゃるとおりかと思えます。

例えば野洲市と同じぐらいの人口規模であったりとかというところもいろんな取り組みをされております。

例えば、大阪の四條畷市さんとかであれば、副市長も含めて、ソーシャルインパクト採用というような形で民間企業と連携して、そういった人材の採用、そういったことをされたりしております。

そういったことで、必ずしも、別に成功するか失敗するかという結果は分かりません。

ほんで、もちろんさっきおっしゃったように、何のためにどこに充てるのか、採用することが目的ではありませんので、そこはしっかりと庁内で練る必要はあるんですが、ただ、そうした新しい取り組みは必ず何かの反応が起こると思います。それが失敗であればそこから学ばばいいですし、いいように動けばいいようになるわけですし、やはり何も変えない、何も動かないということが一番怖いかなと思っております。一見何も支障はないんですが、ずるずると行ってしまう。

最近というか、ちょっと前ですけど、天動説、地動説の「チ。」というアニメがちょっ

とはやったことがありましたけど、別に天動説であっても地動説であっても、人間の営みって別にそんな変わらないわけですけども、しかし、やっぱりそこに意味を感じて頑張ってるってやって、真実・真理に突き詰めていくというのが人間としての営みだという。ほんで、不正解は無意味ではないよというような話があったんですけども、行政の仕事も、そもそも真理というか、正解はないので、いろいろやっていくしかないと思います。

失敗も受け入れていかなければいけないという中で、やはりそこは首長の強いリーダーシップも必要ではないかと思います。

今まであるこの体制の中で、いくら湧き上がってくるのを待っていても、なかなか難しい部分もあると思います。なので、1点最初のタイミングでは市長のリーダーシップによって、やや強引な手腕であってもそうしたインパクトを与えていかないと、なかなかそこから波及していく効果が望めないのではないかなと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） おっしゃるとおりだと思っておりますし、野洲市役所の強みは、まさに職員の力だと思っています。この力であり、またその組織を最大化するためにできることは最大限したいというふうに思っております。

また、私自身のリーダーシップにつきましても、必ず市民の期待に応えられるようなリーダーシップの発揮をしていって、この野洲市政を発展させていきたいと、このように考えております。

○11番（田中陽介議員） ありがとうございます。

○議長（山本 剛） 次に、通告第2号、第10番、奥山文市郎議員。

奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 皆さん、おはようございます。

第10番、創政会、奥山文市郎でございます。

今朝の新聞を見ておりますと、京都新聞ですけども、1面に県内の市町の学校司書が全部そろったということでありまして、後ればせながら本市もラストピースとして入りました。

しかし、1名しかないので、また増やしていただきますように、またよろしく願います。

今回の定例会におきましては、私のほうから3項目質問させていただきますので、どう

かよろしくお願ひ申し上げます。

まず、第1問目です。

それでは、第1問目の「市政の方向性とビジョンがわかる広報紙づくり」について質問させていただきます。

本市におきましては、この6年間で3人もの市長が行政のトップとして市政をつかさどられてきました。この間、市長の補助者であり、実際の市政執行の執務をされる職員の方々には、その時々で右往左往されてきたかと胸中察するところであります。

一方、市民にとっても、自分たちが選んだ市長のもと、こういった方向性でまちづくりが進んでいくのか、また、一番市民生活に身近に直結している市政がどう変わっていくかなど、常に市政の動向には関心があります。

市としては、この市民の関心事に積極的に情報提供する責務が当然ながらあります。

そのまちづくりの方向性やビジョンなどを市民に知っていただくための一番大きな媒体は、毎月1回発行されるこの「広報やす」であると思います。

昨年の10月に櫻本市長が就任されまして、副市長が不在の中、精力的に市政執行に当たられているかとは思いますが、しかしながら、市民からは「市政はどう変わっていくのかわ見えてこない」という声をよく聞きます。

櫻本市長は自分のフェイスブック等で日々積極的に個人的な情報発信をされておられ、私も「いいね」は押しませんが、時々そのフェイスブックを拝見しております。

しかし、そのSNSでの発信は非常に限定的なものであり、一般市民に広く伝わっていくことは難しいものがあるのではないのでしょうか。

そこで、本市の広報紙については、過去にも質問させていただいたとおり、お知らせ版的な要素が強い紙面構成であるかとは思いますが、しかし、今後は、市長の選挙公約をベースとした市長が掲げるまちづくりへの熱い思いや、向かうべき野洲市の将来像、さらには新たな事業への取り組みなどのエッセンスを、紙面を割いてでも広報に掲載すべきであると考えます。

そこで、広報の紙面づくりにつきまして、何点か質問させていただきたいと思ひます。

まず1点目、現在の広報紙、「広報やす」につきまして、市長の率直なお考えや意見をお聞かせください。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、奥山議員からの市政の方向性とビジョンが分かる広報紙

づくり、1点目、現在の広報紙についてのご質問について、お答えをさせていただきます。

「広報やす」につきましては、令和5年4月から表紙のカラー化と記事を2色刷りにするなど、誰もが見やすい紙面となるよう工夫しているところであります。

一方で、議員ご指摘のとおり、現在の広報紙はお知らせが大半を占めていると認識をしております。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 市長の認識は私と同様でございまして、ちょうど私が4年前にここへ来たときに、広報がモノクロであったのが県庁で調べたら本市だけだったというので、この議会についても質問させていただきました。そういった結果、今、市長がおっしゃいましたカラー化、2色刷りになっていったわけです。

そういうことを踏まえまして、2番目の質問に参りたいと思います。

市長のまちづくり方針や選挙公約などを具現化したような紙面づくりについて、どうお考えでしょうか。お答えください。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 2点目のご質問にお答えいたします。

まず、私のまちづくりの方針につきましては、就任直後の広報11月号で「就任のごあいさつ」としてお伝えをさせていただいております。また、「新年のごあいさつ」といたしまして1月号でもこの1年の主要な事業につきまして取上げをさせていただいているところであります。

ただ、議員がおっしゃるように、私のまちづくりへの思いにつきましては、分かりやすく、またタイムリーな情報も織り混ぜて、例えばコラムのような形で、広報紙を通じ、皆様に分かりやすくお伝えするということは必要であると考えておりますので、本日のこの奥山議員のご質問いただいたことを契機に、なるべく早く掲載できるようにしていきたいと、このように考えております。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） スライドをお願いします。

今、市長がおっしゃいましたように、今後はコラム等の市長の考えを落とし込んだ公約づくりに早急に取りかかるということです。

3番目の質問ですけれども、市民に希望とわくわく感を抱いてもらえるような未来創造型の紙面構成につきましては、お尋ねしたいと思います。

これはスライドですけども、これは市長が標榜されておられます子育てで有名な西日本の代表の自治体が明石。そして、次が流山市。有名で、私も両方行ったんですけども、本市におきましても、4月から新しい課として未来創造課もできましたし、市民も期待しているところですが、それについて市長の考え方をお願いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） 3点目でございますけども、市民の皆様に希望とわくわく感を抱いていただくということにつきましては、私も思いは同じであります。

先ほど答弁でも申し上げました、コラムなどを通じましてこれからの野洲市がどのように変わっていくのか、そのために市がどのような取り組みを進めているのかということ伝えていきたいというふうに考えております。

また、加えまして、毎月の広報紙がお知らせや市政の動きだけではなく、野洲市の魅力を伝えられるような紙面になるように工夫していきたいというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 今後も検討していくということです。

再質問1点したいんですけども、通常、一般論なんですけども、移住を考えている人たちについては、まず市の魅力として広報を見たりホームページを見たりするんですけども、私も先進地等行ったら、時間があれば広報紙を見まして、あっ、こういう市は、自治体はまちづくりの取り組みをしているということがあって、如実に広報に表れています。

市長は、近畿市長会とか全国市長会等で全国の市長、村長さんと交流されていると思うんですけども、そういったときにすごく感銘を受けた市町村のお話で、具体的にその自治体の広報を見られたことはありますか。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えします。

広報紙を見たことは正直ございませんでして、ただ、特に近畿市長会なんかで新任の首長が挨拶するような場面があります。私もしましたけども、そのときに様々な市長が自分のまちのPRもするんですけども、それをインターネットで、ホームページなんかでは見たことがありますけど、広報紙はちょっと見たことがないというのが正直なところでございます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 今、見たことがないということをおっしゃいましたけども、

今後、やはり紙媒体で見るのは、市民も多くは、最近ユーチューブとか始められましたけれども、やはり紙の広報が一番大きいインパクトがあって、誰も見ているものですので、またそういった他市の広報も参考にしながらよりよい広報紙づくりにお努めいただきたいと思います。

次、4番目の質問なんですけども、地域で熱心に市民活動されている団体や市民をピックアップし、それを紹介するような積極的な記事掲載についてのお考えをお答えください。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、4点目のご質問についてお答えさせていただきます。

地域で活動されておられます団体、それから市民の紹介につきましては、市民協働室で行っております市民活動支援だより「つながり」というものがございまして、毎月発行しております。

また、市のホームページにも掲載しているところでありますが、広報紙におきましても、紙面に限りはあるものの、表紙または最終ページに掲載しています「まちのアルバム」、例えばこれが広報紙の最後のページですね。裏表紙といいますか、こういったところ、「まちのアルバム」がございすけども、こういったところを取り上げることは可能でございますので、そういったことも積極的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。

今おっしゃいましたように、いろんな、地道に地域で活動される方とか団体、それを取り上げていただいて、市民みんなに知っていただくということで、そういう市民の方がやはりここに生まれてよかったという誇りも持っていただけると思いますので、よろしくお願ひします。

令和6年8月の広報ですが、「野洲駅南口のにぎわい創出に向けた市民懇談会」というところで、今回ご提案いただきました企業さんのパースがあるわけなんですけども、このときに、やはり野洲市民としては10年以上もこの病院問題で政争の具にもなっていたこの土地がやっと未来が開けたようになるかと思いましたが、今回残念ながら消えたということでした。

ぜひとも市長の力で一日も早く大きな、大きな夢と希望を膨らみ、そしてこの5万人市民しかいませんので、持続可能なまちづくり、そして野洲市の顔となる玄関の輪郭を一日も早く広報でお示ししていただきますようご努力をお願いしたいと思います。

それでは、第2問目の。

○議長（山本 剛） 奥山議員、暫時休憩いたします。再開を10時35分といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） それでは、第2問目の転作面積の緩和と米の生産及び収量拡大につきまして、質問させていただきます。

現在、令和の米騒動と言われるように、国民の主食である米の価格が昨年の2倍程度になるくらいに急騰しています。

また、国ではこの消費者価格を下げるために備蓄米の放出などの緊急対策実施に向け、四苦八苦されているところであります。

この急騰の原因をチャットGPTで調べますと、昨年来の猛暑による収穫量の減少や、インバウンドによる米の消費拡大などであると返ってきました。

スライド、お願いします。

私も一農家として毎年水稻作をしていますが、このスライドにありますある農家、これ、私ですけれども、収量をずっとデータで見ましたら、令和元年産の反当たりの収穫量を100としますと、令和5年産でマイナス22%、令和6年産でマイナス18%の収穫しかできていなかったことが判明いたしました。このことは、地元の他の農家の方に聞いても同様のことを口にされていきました。チャットGPTの見解を自分なりに立証することができました。

このデータですけれども、米の相対取引価格が一番左にあって、元年度から6年度に比べて164%の価格上昇、しかしながら、JAレーク滋賀の精算金ですけれども、1万4,000円から、6年度で、これ、概算金ですけれども、1万5,000円とそんなに上がっていないんですけども、昨今の米の状況からすれば、2万円近くになるんじゃないかと思っています。

加えて、今のそれをグラフにプロットしたんですけども、令和7年については、生産者の価格が現在の時点で2万5,000円、60キロ当たり2万5,000円を最低価格として保証するという通達もありますし、それにスライドして、多分米の相対価格も6年よりもかなり上がってくるんじゃないかという推測をしております。

また、国は2018年に減反政策を廃止したと言われていますが、私たち地元の農業組合では、今日まで従来どおり全体の農地面積の3分の1程度、小麦と大豆を連作するところの減反政策に愚直に取り組んでまいりました。

しかしながら、現在のような米不足となると、農業者の方々からは、減反政策を見直し、そして水稲の作付面積を増やし、国民の主食である米の安定的な供給に的確に応えることは重要ではないかという声が多くあります。

現在、私どもが行っている3割程度の転作を1割程度に減らせば、昨今のような猛暑等による2割減収が起こっても、需給バランスが保たれるものではないかと個人的な仮説も立ててみました。

そこで、国策でもありますが、減反（転作）政策のより確実な方向転換や米の増収増益対策等について、何点か伺いたいと思います。

まず1点目、本市におきまして、各地域での転作面積の決め方と市からの指導について、お聞かせください。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、奥山議員の転作面積の緩和と米の生産及び収量拡大についての1点目、各地域での転作面積の決め方と市からの指導についてのご質問にお答えさせていただきます。

国から県を通して米の消費動向とともに米の生産数量の目安が示されており、本市全体の目安は示されておりますが、本市から各集落に生産数量を割り振ることはしておりません。

したがいまして、市全体の生産数量の目安は各集落の農業組合長様にお知らせしておりますが、各集落へは数量はお知らせしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 今のご答弁では、国から県、市と生産数量の目安の数値の示しがあるけれども、市からは各農業組合等には示していないということで、農業組合では自主的に転作を決めているという理解だと思えますけど、それでいいですね。

それでは、2番目の質問に参ります。

この転作面積を大幅に減らし、水稲作付面積拡大にシフトしていくことは可能かどうか、お答えください。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、2点目の転作面積を大幅に減らし、水稲作付面積拡大にシフトしていくことは可能かのご質問にお答えさせていただきます。

水稲の作付面積を増減することに制限はございません。したがって、各集落で何を作付けするのかを考えて実施していただくことは可能でございます。

ただし、生産調整で多く作付けされている麦や大豆につきましても、パンやうどん、それから豆腐等を製造される加工業者さん、いわゆる実需者さんから安定して生産することを求められている品目ですので、各集落で話し合いを行っていただきまして、水田農業の経営を安定させていただけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） それでは、今制限はないとあって、しかし、生産調整ですね、麦、大豆については地域内での需要もあるというところで、そういうことも含めながら地域に安定的な作物を供給していくというスタンスで、それで、1点質問したいんですけども、極論でありますけども、一農業組合で、転作ですね、いわゆるその麦、大豆の作付を全く行わずに全部水稲を植えるといったことは現実論として可能かどうか、お答えください。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 作付のほうを地元で決めていただくときに、制度上は、理論上は全て水稲にすることは可能でございます。

あくまでも、まあまあ、理論上というか、制度上は可能ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 理論上は可能ですけども、現実論といたしまして、私どものような零細農家については、全部水稲を植えるということは可能なんですけども、大規模農家、認定農家さんについては10町以上されていますし、年間の労働を考えると、やはり満遍なく作業があるような水稲、麦、大豆のほうは年間労働としてはちゃんと割り振られて、一概にちょっと大農家と小規模農家とはまた違うという認識であります。

じゃ、3番目の質問ですけども、気候変動ですね。暑い猛暑ですねこのような猛暑に耐え得るような米の収量安定確保につきましても、具体的な栽培管理対策はないか、お答え

ください。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 3点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

米の収量安定確保につきましては、小まめな水管理、それから施肥管理を適正に行うこと、また、気象状況に適用した品種の選定や病害虫の防除などによりまして、ある程度改善は可能だと考えております。

しかしながら、近年の夏場の過去に例のない異常な高温や病害虫が原因となり、議員がおっしゃっている収穫量の安定が困難な状況になっていることは認識しております。

しかしながら、米の収量安定確保は農家の重要な課題であることから、具体的な栽培管理対策につきましては、県やJAさんと連携しながら、気象や病害虫の注意報などの情報発信に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。

今おっしゃいましたような4点項目につきまして、また農協さんとか県とかのご指導を積極的に各農業組合にご協力いただきたいと思います。

じゃ、4番目の質問ですけれども、今度は消費者目線なんですけれども、米の流通コスト削減のための市独自の方策は何かないか。

今回の米騒動で生産者から消費者に行くまでにはかなりの流通が入ってしまっていて、それが高止まりしている原因やないかというプレス上の論調もあるんですけども、その辺で市独自の何かあったら、教えてください。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、4点目の米の流通コスト削減のための市独自の方策はないかのご質問にお答えさせていただきます。

米が消費者に届くまでには、生産者、それから集荷業者さん、米卸業者さん、小売業者さん、それから最終消費者さんと、このようなルートになります。

流通コストを削減するという事は、このようなプロセスではなく、本市独自の方策を考えなければならなくなってしまいます。本市が米を買い取りまして備蓄するなどの環境整備が非常に困難であることから、本市独自に流通コストを削減する方策は非常に難しいと、このように考えております。

本市といたしましては、消費者と生産者双方が納得できるような適正価格で安定供給ができるような、今後、現在ですね、国会でも米の安定供給に関する閣僚会議等開かれていますので、今後の国策の動向を注視してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。

これにつきましては、今後国策で議論されると思いますけども、市の経済にとってもやはり中間業者さんもいらっしゃいますので、そこで。だから、そういうことも含めながら、市でご検討いただきたいと思います。

例えば、道の駅ですね。そこにおきましては、私もよく行くんですけども、生産者がそこに、農協さんを通じてなんですけども持って行って、直接消費者に販売されていますので、また今後そういった施設もつくって行って、地産地消をよりリーズナブルにできるような仕組みもご検討いただきたいと思います。

今毎日のテレビでは、先ほど申しましたが、小泉大臣が古古古、古い米、いっぱいつく米を2,000円ということで独り歩きしているんですけども、それも消費者目線という消費者本位の国民目線ではいいかと思えます。

しかし、反面、私たち生産者はずっと生産者米価が上がらず、赤字覚悟で国民の食をずっと守ってきた自負もあります。我が国は本来は農耕民族であり、米を作ることで国の繁栄に寄与してきた。加えて、環境保全、このように梅雨とかで水が、大量の雨が降っても田んぼを作っていることでそこで保水して一気に水が流れんようなために努力もしていますし、草を刈って環境保全にもすごく配慮しています。

そういうことで、今後国のほうでは決められると思うんですけども、適正な消費者価格と生産者価格をつけていただきまして、より前に進めるような農政への展開をよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、第3問目に参りたいと思えます。

それでは、最後、第3問目の大津湖南幹線の暫定開通に伴う周辺道路の交通量変化と安全対策につきまして、質問させていただきます。

本年5月の市の広報と議会だよりの表紙は、ともに湖南幹線の開通式の写真で飾られていました。それだけ本市にとっては強いインパクトがあり、市民の今後の市政発展への期待感が大きいものであると思えました。

現在、開通後2か月半余りが経過いたしました。私の実感としては、交通の利便性が非常に上がり、大津や草津等の湖南方面に行くときは従来よりも時間の短縮ができるなど大きな効果があったものではないかと考えます。今日まで、この道路開通にご協力、ご尽力いただきました地権者や工事関係者に改めて感謝申し上げたいと思います。

スライドをお願いします。

しかし、便利になった反面、従来からの周辺道路において交通量の変化が起こり、一部の地域では市民生活への負の影響が出ている面もあります。それは、交差点での通過車両の増大、通学路等の生活道路への進入車両増加などです。

スライドでいきますと、一番左が湖南幹線の東側、比留田地先ですかね。ところには、離合困難というところで車の進入防止の看板があります。

真ん中は、県道48号線と市道市三宅小南線の交差点で、朝の通勤時間帯はこのように多くの車が並んでお見合い状況をしています。

真ん中に、小南の中の県道ですけども、車も入ってきて、非常に危ない状況で、私も毎朝子どもたちの隊列の前後に入って子どもたちを守っています。

そうしたことなんですけども、そこで、道路の暫定開通に伴いまして何点かの課題等について質問させていただきます。

まず1番目、大津湖南幹線の暫定開通前後の周辺道路等の交通量動向調査はされましたか。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それでは、奥山議員の3点目のご質問にお答えさせていただきますが、その前に、まず、大津湖南幹線でございます。

都市計画道路であります大津湖南幹線につきましては、昭和47年の旧中主町の時代の都市計画決定以来、滋賀県の担当部局のご尽力はもとより、議員の皆様のご支援、さらには用地を提供いただきました皆様や沿道の住民の皆様の多大なるご協力によりまして、本年7年3月29日に近江妙蓮大橋を渡り、本市の八夫地先を結ぶ延長約1.7キロメートルの区間が4車線で開通をいたしました。このことにつきましては、担当部といたしまして、まずもって関係者の皆様に改めてこの場をお借りいたしまして深くお礼を申し上げます。

そこで、1点目のご質問でございます。

今回の調査でございます。交通量の動向調査につきましては、事業効果を確認するため

に主要地点において開通前の調査を滋賀県において令和6年の6月の4日に実施していただき、また、開通後の調査につきましては、令和7年の4月24日に滋賀県、守山市及び本市と合同で実施したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 開通前後で、ビフォーアフターで調査されたということですか。

それを踏まえて次の質問に行きますけれども、このスライドにあるとおりですが、この赤いところが湖南幹線でこう来た。多くの車は野洲中主線に入ってきて、そして大津能登川長浜線、県道2号線に行くということが多くあるんですけども、一部の車は県道48号線に入っていくたり、この野洲中主線から途中で抜けて市三宅小南線のほうに入っていくということがあるんですけども、実際この県道並びに市道への通行車両の増大については把握されているか、お答えください。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 奥山議員の2点目のご質問でございます。

市道市三宅小南線から小南自治会方面への入り込み台数につきましては、具体的な調査は実施しておりませんが、主要地方道であります県道47号、県道近江八幡守山線の比留田地先から小南方面への通行量につきましては、大津湖南幹線と県道野洲中主線との木部交差点におきまして北向き交通量が約5倍に増加していることを確認させていただいております。

なお、この調査ポイントでございますけれども、大津湖南幹線と県道野洲中主線との交差点でありますので、先ほど議員おっしゃったように、県道野洲中主線への通過も含めての結果であるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） スライドをお願いします。

今ご回答では、通行車両が木部交差点付近で5倍になったという、すごい、びっくりするような交通量の変化があったという認識でいいですね。

それで、3番目の質問ですけれども、市道市三宅小南線と県道48号線が交差する交差点の信号設置と安全対策について、伺いたいと思います。

これは、図面上ではこの赤い丸をしたところで、先ほど言いましたようなこの真ん中のこういう状況がすごく危ない状態になっているんですけども、信号設置、これはかねてから要望していますけども、どういったことになるのか、教えてください。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市道市三宅小南線と県道48号線の交差点における信号設置につきましては、市道市三宅小南線の延長整備後に交通量が増加して危険であることから、設置要望を継続してさせていただきます。しかしながら、設置には至っていないという状況でございます。

現状、この交差点につきましては、全方向一旦停止の規制がかかっておりまして、交差点内の事故は少ないものではあります。今回、大津湖南幹線の開通によりまして通行量のほうが増加しているものと考えておりますので、引き続き信号設置の要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） ありがとうございます。

強い要望をしていただきまして、大事故が起こらないように、また未然に安全対策をお願いしたいと思います。

信号設置を要望するということと、すぐにはできないということと、それに代わる代替案として安全対策上の何か道路関係でするようなことはできないか。あれば教えてください。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 安全対策、具体的な安全対策でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

小南自治会さんのほうからも通学時間帯におきまして独自の交通量の調査の結果をいただいております。こういった安全対策のご要望も受けているところでございますし、市といたしましては、大津湖南幹線の開通によりまして市内の道路交通の利便性が高まる一方で、増加した交通が生活道路へ進入することによりまして危険性が懸念されるということから、県道の管理者であります滋賀県に対しましても小南自治会方面への進入が少しでも軽減できるように通過交通車両の進入を抑制する啓発用の標識等の設置をお願いするとともに

に、県道の狭隘部におけます安全対策等を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） これにつきましては、特に朝、子どもたちが通学時には大変危険な状況がありますので、できれば車の通行規制・抑制等々、そしてスピードを落とすとかいった様々なご検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、最後、4番目の質問ですけれども、当該道路、大津湖南幹線の本格的な完成時期と、比留田から近江八幡方面への延伸道路整備のめどについて、教えてください。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） それでは、4点目のご質問でございます。

大津湖南幹線の完成時期につきましては、県から県道野洲中主線の木部交差点までにつきましては令和9年度中に全線4車線化を目指しているというふうに確認を聞いております。

その先となります比留田地先から近江八幡方面への延伸につきましては、まず、比留田工区でございます。先ほど申し上げました木部交差点から家棟川に至ります区間、比留田工区でございますけれども、こちらにつきましては、滋賀県道路整備のアクションプログラムの2023におきまして着手区間に認定をさせていただいております。今年度は、地形測量及び道路予備設計を実施していただく予定でございます。

また、近江八幡方面への延伸につきましても、同プログラムにおきまして着手区間に認定されております。

その先でございます近江八幡地先でございますけれども、中部湖東幹線の野村工区、こちらは家棟川から近江八幡市の市道の江頭野村線までの区間でございますけれども、その区間といたしまして、令和6年度におきまして道路予備設計を完了いただき、今年度におきましては地質調査を実施していただくという予定でございます。

大津湖南幹線につきましては、部分的な4車線化におきましても、周辺道路からの交通転換によりまして慢性的な交通渋滞の緩和が図られたということが確認されましたので、市といたしましても、県土の南北軸を形成する重要な幹線道路であるというふうな認識をしてございます。

一方で、議員ご指摘のとおり、未整備区間の周辺では大津湖南幹線を通過した交通が生

活道路へ進入することによります交通事故の発生が懸念されますので、地域の交通安全性の向上のためにも、大津湖南幹線の全線開通及びその先となります近江八幡市へ向けました北側に接続する中部湖東幹線についても早期に整備いただきますように県に対しまして強く要望してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 奥山議員。

○10番（奥山文市郎議員） 今のご回答では、木部までは令和9年に4車線の完成断面で開通、あと、比留田から家棟川も次の段階、そして、その次には近江八幡の野村地先までという理解かと思えます。

特に要望したいのは、完成までに、今工事されておりまして2車線で暫定通っているんですけども、その側道というか、未整備場所に雑草が繁茂していますので、また小まめな雑草除去で見通し、事故が起こらないように、またよろしくお願いします。

今、近江八幡市の野村まで法線が決まって、中部湖東幹線につなげていくということをお聞きしましたし、これで野洲市の現在ボトルネックのような状態にもなっているんですけども、これもいずれは解消されるということをお聞きしました。

私も近江八幡市ともネットワークがありますので、野洲止まりのこの湖南幹線の東側への延伸道路、加えまして小篠原から近江八幡の安土まで、まだ決まっていない国道8号線のバイパスの法線決定も、また様々な面で私らに政治的な活動で法線の早期決定、そして整備着工に努力してまいりたいと思いますので、執行部の皆さん、市長をはじめ、また野洲市の活性化のためにどうか道路交通ネットワークの完全なる整備をお願い申し上げます、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第3号、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

今回、私は3項目について一般質問をさせていただきます。

1つ目に、保育所・こども園の待機児童問題について質問をさせていただきます。

我が国の人口減少、そして少子高齢化は歯止めがかかるとなく進行しており、本市でもそのための様々な施策に取り組まれています。

令和7年度から11年度の第3期野洲市子ども・子育て支援事業計画を策定され、本計画に基づいて様々な支援計画を立てられ、取り組まれているところです。

その中で、去る4月22日の全員協議会で、4月1日現在の保育園・幼稚園・こどもの

家等の入園・入所状況についての説明を受けました。これによりますと、本市でも共働き世帯の増加に伴い、保育園・こども園（保育園部）への希望者が多く、待機児童数は国基準で23人、昨年は10人でしたから13人増えています。

また、いわゆる隠れ待機者数を含む総数は120人で、昨年の4月1日現在が73人でしたから、実に47人増えています。

そこで、お伺いします。

令和6年度と比較して、今年度4月1日現在、待機児童数が急増していますが、その要因はなぜなのかをお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、小菅議員の待機児童対策についての1問目の令和6年度と比較して今年度待機児童が急増している要因はなぜなのかのご質問についてお答えいたします。

待機児童数が令和6年度と比較して増加している要因につきましては、大きく2つの要因があると考えております。

1つ目の要因としましては、保育人材の不足が挙げられます。令和7年4月1日採用の保育士・幼稚園教諭職の正規職員採用予定数は13名でありましたが、年間通じて合計3回の採用試験を実施したにもかかわらず、採用に至ったのは6名で、職員確保に至りませんでした。

また、公立園の会計年度任用職員につきましても、フルタイム勤務の職員におきまして前年度比3名減となっております、職員数が減少しております。

2つ目の要因としましては、保育園入所希望者の増加が挙げられます。4月入所協議対象者は、前年同時期と比較して51名増加しております。生活様式の多様化、夫婦の共働きの増加、パートタイムからフルタイムへの切替えなどにより、保育園等への入所申込者が増加していると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 大きな要因として、保育人材の不足、そして入所希望者が急増したということということです。

2問目に行きます。

待機児童が増える中で、希望する園に入れなかったために兄弟姉妹別々の園に入らざる

を得ない状況も発生していると聞いていますが、保護者にとっては大きな負担になっていると思います。

昨年8月にこの問題でお聞きしたときには、兄弟姉妹で異なる園に通う世帯数と児童数は37世帯76人とお聞きしました。現在、この兄弟姉妹異なる園に通う世帯数と児童数はどうなのかをお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、2問目の兄弟姉妹異なる園に通う世帯数と児童数についてのご質問にお答えいたします。

令和7年6月1日時点におきまして、市内の保育所、こども園の保育部、小規模保育園に通園する児童のうち、兄弟姉妹で異なる園に通う世帯は25世帯51人となります。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 今年度は25世帯51人ということで、昨年お聞きした人数よりは減っているということですが、昨年私が兄弟姉妹異なる園の保護者さんの負担が大きいことを考えて、本市としても、こうした状況を改善するために市としてどういう対策を講じられているのかということをお聞きしましたときに、令和6年度から年度途中の転園申請を可能にすることとか、令和7年度の入所調整では保育施設利用調整選考基準の見直しを行って、兄弟姉妹が同じ園に通えるように加点を行っているとお聞きしましたが、そのことが今回の改善につながったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 議員おっしゃるように、保育基準の加点でありますとか順位づけの中で兄弟姉妹の方が同保育園、同園を利用できるように順位づけ等を行って対応しているところでございます。

それが直接今回のことに全てつながったかどうかというところは、そこまで分かりませんけれども、一定の効果があつたというふうには考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 本市としても、兄弟姉妹、同園になるように努力をいただいているということで、これは引き続きそういう方向でご努力をいただきたいなと思います。

そこで、3問目に行きます。

待機児童の解消が進まない大きな理由は、先ほども述べられましたように、保育士不足が大きな原因です。

保育士確保のために、今年度から民間の派遣会社から保育士の採用を始められましたが、5月末現在、何名採用されているのか、現状をお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、3点目の派遣により勤務する保育士の確保できている人数についてお答えいたします。

民間からの派遣を受けて勤務する保育士は、5月末現在で3名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） すいません、次、4番行きます。

私は、保育士確保のためということで派遣会社からの保育士確保ということには、保育の安全や継続を考えた場合、本来の対策ではないのではないかと考えています。

やむを得ないことであったのかと考えていますが、基本的には保育士や幼稚園教諭等の処遇改善なしでは解決にならず、野洲市の保育園やこども園で働きたいということにはならないのではないかと考えますが、子ども・子育て支援事業計画にも処遇改善に努めるとありますが、具体的にどう取り組まれるのかをお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、4点目の処遇改善に具体的にどう取り組まれるのかのご質問にお答えいたします。

民間園では、保育士等の確保、待遇改善、保育の質の向上、離職率の低下防止などを目的に、国の補助金を活用し、勤務される保育士等に処遇改善に係る手当を支給し、賃金の改善を図っておられるところでございます。

また、市におきましても、市内の民間園等で勤務する保育士等に対して、奨学金の返還に係る費用の一部を補助する事業や、市内の事業所が保育士等のために宿舍を借り上げる費用の一部を補助する事業なども行っているところでございます。

さらに、令和7年度からは、市内の民間園等で新たに保育士として採用された方が一定期間勤務した場合に給付金を交付する事業を新たに開始しております。

保育士等を確保し、支援する制度を充実させることで、結果、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを目指してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） いろいろな処遇改善にも努めていただいているということですが、再質問をさせていただきます。

保育士確保へいろんな努力をしていただいていることは理解はしていますが、待機児童が多いのは、県下でも大津市をはじめ湖南地域が大変多くを占めています。

このため、大津市や湖南地域では保育士確保のために処遇改善競争になっている状況があるとお聞きしています。

本市では、先ほどご説明がありましたように、今年度から新規採用保育士等就職定着給付金を実施されて、また、これまでからも保育料の補助金や奨学金返還の補助金など、継続した政策も行っておられ、努力をいただいておりますが、お隣の守山市では、独自に民間園の保育士に対して「もりやま手当」という守山市独自のお給料への上乗せ支給を行っておられます。そういうこと、いろいろな対策をして、待機児童対策として令和7年度には入所児童数が全体で60人増加したということをお聞きしています。

近年、保育士さんの処遇改善、国主導で行われてはきていますけれども、それでもなお、保育士さんの過重な業務負担や、その責任の重さに対して待遇の問題は、今後も大きな課題であると思います。

単に守山市をまねてとまで言うわけではないのですが、保育士への処遇改善に踏み込んだ施策を野洲市でも行う必要があるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、議員の処遇改善についてのご質問、再質問にお答えいたします。

処遇改善は、手当等の経済的な支援ももちろん必要であると考えておりますので、他市の状況等を参考にしながら、今後も当市で取り組んでまいりたいと考えております。

ですが、何より先生方が楽しく保育に取り組める環境が大切だと考えております。保育現場の声をよく聞きまして、連携を密にしながら、よりよい保育環境をつくっていききたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再々質問です。

今後検討をしていただけるということですが、やはり保育士さんの状況として、希望を持って保育の現場に入られても、先ほども申しましたが、やはり過重な業務負担や、そういう責任の重さなど、本当に保育士さんの仕事の大変さというのをもう本当に思っているわけであります。

そういう面での改善というか、そういうのは本市ではどのように考えておられるのかをお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

当市といたしましては、やはり保育士不足というところが深刻でございますので、先ほども言っていただきましたように、派遣保育士のほうを今年度から採用させていただいております。

園のほうに聞き取りをいたしましたところ、子どもたちにも大変慕われて、園のほうでも大変助かっているといったような声もいただいているところでございます。

保育士さんの現場につきましては、保護者の方の対応であったりとか、数々ご苦労があるかというのは承知しております。できる限り先生方の声を聞きまして、改善できるところにつきましては改善していきたいというふうに思っておりますので、なるべく連携を密にしまして、今後も園の保育環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、問5に行きます。

待機児童解消のためにこれまで小規模保育園を4園開設されましたが、待機児童解消とはなっていないのではないかとことを思います。

4月1日現在、待機児童23人のうちゼロ歳児が3人、1歳児が10人、2歳児が14人です。待機児童の多くは3歳未満児です。待機児童解消ということで小規模保育所を設定されましたが、肝腎な年齢層で効果が出ていないのではないかとと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、5点目の小規模保育園を4園開設したが、待機児童解消となっていないのではないかのご質問にお答えさせていただきます。

待機児童解消に向けまして、ご存じのとおり、令和4年度から令和6年度にかけて

合計4園の小規模保育園が開設となりました。これによりまして、3歳未満児76名分の定員を創出し、待機児童の解消に寄与でき、大きな効果があったと考えております。

入所希望者は増加しておりまして、その中でも特に1歳児及び2歳児の保育ニーズが高くなっております。

効果が出ていないとのご指摘でございますが、小規模保育園の整備を進めたからこそ待機児童数が現状にとどまっていると考えておりまして、もし小規模保育園を整備していなければ、恐らく76名と、今年度の待機児童23名を思いますと、100名近くの待機児童が出ていたのではないかと推察しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 小規模保育園を整備したことで、整備をしていなかったらもっと待機児童が増えていただろうという予測だと思いますが、小規模保育園はゼロ歳児から2歳児までですが、以降、3歳以上を受け入れる保育所、また、こども園との連携の問題もあります。こういう面からも、やはりゼロ歳児から5歳児まで一貫して保育される認可保育所が必要ではないかと考えます。

また、守山市のことを例にいたしますが、待機児童解消へ守山市でも小規模保育所整備は進められていますが、一方で、令和8年4月に向け、民間事業者ですが、ゼロ歳児から5歳児までの定員90人の認可保育所の整備も行う予定もされています。再度見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

小規模園は2歳児までのお子さんを対象にされているため、3歳児以降の通園を保障するために連携園を設定することとなっております。現在、公立園では、ゆきはたこども園と三上こども園が連携園となっております。

小規模園の新設には受け入れ先の確保も必要となることから、現状では新設の予定はございませんけれども、今後、公立園、民間園も含めた全体の中で、保育所のあり方については検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再々質問をします。

将来の子どもの数、減少のことなど、また、施設のことなど考えて、現時点では施設整備は考えていないということかと思えますけれども、今保育園に入れなくて困っている方をどうするのか、そして若い子育て世代にもっと野洲市に定住をしてもらうまちづくりの観点からも、やはり施設整備が必要と考えますが、再度見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

少子化が進む中ではございますが、女性の就業率は上昇しておりまして、共働き家庭の増加でありますとか、保護者の方の働き方の変化によりまして、今後しばらくは保育ニーズは高まると推測をしております。

こうしたことから、引き続き保育人材の確保に努めるとともに、幼稚園、保育所、民間園ともに全体の中で施設のあり方については検討してまいりたいと思っております。今すぐ施設を整備しないということではなくて、老朽化している施設もございますので、そのあたりも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） それでは、2問目のこども誰でも通園制度について、質問をさせていただきます。

次に、待機児童問題を踏まえた上で、2026年度から実施されるこども誰でも通園制度について質問をします。

この制度は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満児の未就園児を、親の就労を問わず、月10時間ほどを上限に保育所や認定こども園などで保育サービスを利用できるようにする制度です。子育ての中で孤立をされていたり、また、不安をお持ちの家庭にとっては朗報かもしれないので、必ずしも否定はしませんが、しかし、通園制度は、生後6か月から2歳児までの人見知りの激しい時期に月に1回、2回だけ預けられ、また、子ども同士の関係や子どもと保育士の関係が出来上がっているところにぼんと入れられる。子どもにとって不安な思いだけで過ごすことになるのではないのでしょうか。こういう保育環境が本当に子どもにとって望ましいと思われるのか。

また、近年、保育園で痛ましい事故が相次いで報道される中、乳幼児を細切れで受け入れることになる現場では、事故のリスクが高まるのはもちろん、もともと通園している子どもたちにも影響が出かねないと危惧しているところです。

そこでお伺いします。

本市でも来年度から実施する予定で、具体的な制度設計はこれからとお聞きしていますが、子どもにとっても、また、お預かりする保育現場にとっても、本当に安心安全な保育となるのか、私は危惧するところです。こども誰でも通園制度に対する市の見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、小菅議員のこども誰でも通園制度についての1問目の「こども通園制度に対する市の見解は」についてのご質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度の趣旨は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」となっております。

この制度の趣旨に基づき、子どもや保護者が安心して利用できるよう、保育士等の配置や環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 2問目に行きます。

先ほど待機児童についてお聞きしましたが、本市では待機児童が増えて、保育士不足が大きな要因であるということをお聞きしました。

このような保育士不足が深刻な保育現場で通園制度が始まることによって、子どもの安全性が脅かされることにならないか疑問です。

この問題では、昨年8月定例議会で山崎有子議員の一般質問で、「全国一律でこども誰でも通園制度を行うとなると保育士の確保がさらに難しくなり、また各保育現場の負担が増えることも懸念している。その他、事業実施に適した場所の選定や利用時間等も懸念事項として考えられる」と答弁をされています。

確かに保育現場に負担がかかることは容易に予想されます。それだけでなく、文科省の調査で2015年から22年までに発生した保育所や幼稚園での死亡事故件数で一番多いのがゼロ歳児が38%、2番目が1歳児35%、3番目が2歳児で7%という調査があります。就学前施設で亡くなった死亡事故の82%がこの年齢層です。

保育所で過ごすことに慣れていない子どもへの対応は、保育現場にも大きな負担となります。経験豊かな保育士の人員配置をされるのかどうかをお聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、2点目の経験豊かな保育士の人員配置をされるのかのご質問についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度による運営を、市が行うのか、民間園が行うのかといったところも含めまして、現在具体的な制度設計につきましては検討中でございますが、安全安心な保育環境を整備することは当然の責務であると考えております。

このことから、今後、市が行うということになりましたら、経験豊富な保育士等を配置することも検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） それ、お聞きして、安心をしました。どうかその方向での検討をよろしくお願いします。

それに関係しますけれども、問3です。

このように、今回の通園制度については、国が保育士の配置について、必要な保育士の半数は保育士資格がなくても可能としています。

しかし、それでなくても、先ほどから申しておりますように、子どもの安全、保育の質が求められる中で、生後6か月から3歳未満児を細切れに時間単位で受け入れることは、大変人見知りの多い時期の乳幼児、また、現場にとっても大きなストレスとなります。それだけに子どもの立場に立った保育環境と保育に熟知した保育士の配置が求められるにもかかわらず、国はそのような配置基準も示しています。

先ほど市としては経験豊かな保育士をということですが、きちんとした保育士を配置基準されるということでもよろしいでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、3点目の「国が示すような保育士配置基準で本当にいいのか、見解を伺う」のご質問にお答えいたします。

国が示す基準を満たすことは当然であります。先ほどお答えいたしましたとおり、子どもも保護者も安心して利用できるよう、保育士等の配置を行っていく必要があると考えております。

本制度につきましては、国の制度目標を踏まえまして、既に試行的事業を実施している先行自治体での子どもの安全安心面や、保育士の負担増などの取り組みを検証するととも

に、保育現場とも十分な意見交換を行いまして、こども誰でも制度の意義、目的に沿った運用ができるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） よろしく申し上げます。

では、問4です。具体的な内容についてお聞きします。

制度設計がまだということなので、想定されている内容でも結構ですので、お聞きします。

利用者は同じ施設を利用できるのか、空き状況によって違う施設になることもあるのか、どのように想定をされているのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、4点目の「同じ施設を利用できるのか、空き状況によって違う施設になることもあるのか」のご質問にお答えいたします。

現時点では、こども誰でも通園制度を実施する施設はまだ未定でございまして、他市の動向、国や県からの通知などを踏まえまして具体的な制度設計を行う中で、適切な施設で利用いただけるよう、検討のほうをまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

国の計画では、インターネット上で空き状況を見て、その都度空いている園、時間に直接申し込む仕組みが検討されていると聞いています。

自由利用となると、乳幼児の時期の子どもの発達にとって重要な特定の大人の保育士との関わりや情緒的な絆を育むことは難しいのではないかと思います。

また、保育施設における死亡事故は預け始めが多いという調査もあり、毎回違う施設に預けることはリスクがあるのではないかと考えますが、そういう点も加味して今後制度設計をされるのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再質問にお答えいたします。

現在、まだ制度設計ができておりませんので、何園で実施するのかといったところも決まっておりませんので、何か所かの園に回られるといったことが想定されるのかどうかと

いうところはお答えできないところではございますけれども、この誰でも通園制度におきましては、事前の面談によりまして、保護者の方にお子さんの情報ですとか利用に関する情報などについても確認させていただきまして、具体的には普段の様子であったりとかアレルギーなど配慮が必要なことなども聞き取りのほうをさせていただき予定となっております。

もちろん、園に慣れていない生後6か月から3歳未満のお子さんをお預かりすることになりますので、これまでの保育と違った難しさがあり、一定の保育経験は必要であると考えますので、そういったことも含めて、制度設計のほうをしていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問5に行きます。

現在保育所等を利用していない家庭においても、一時的に家庭での保育が困難になった場合や育児疲れによる保護者の負担を軽減するために支援が必要となったときに一時預かり事業をされています。

この制度では、子どもの特性を事前に知り、安全に保育するために、預かる際には事前の保護者・子どもの面接と慣らし保育もあります。

しかし、今回の通園制度は、インターネットで申し込み、子どもの情報を送信するという申請方法が考えられており、本市では、先ほど直接面談をするというふうにお答えいただきましたので、そういう点では心配はないのかもしれませんが、現在行われております一時預かり制度、これを充実するほうが、子ども、保護者、保育士にとって安定した保育ができるのではないかと思います。見解をお聞きます。

○議長（山本 剛） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、5点目の一時預かり制度を充実するほうが子ども、保護者、保育士にとって安定した保育ができるのではないかのご質問にお答えいたします。

一時預かり事業のように、保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なり、こども誰でも通園制度は、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としております。

利用につきましても、一月当たり10時間の枠内で柔軟に利用可能で、保護者の就労要

件を問わない制度となっております。

そうした一時預かり事業とは違う制度の趣旨を踏まえまして、安心してご利用いただけますよう、十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

本市では直接面談を行って、保護者と保育士さんが綿密に情報交換をして安全安心な通園制度にするためにこれから体制を整えていかれると思いますけれども、ぜひともその観点でよろしく願いいたします。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小菅議員。

○2番（小菅康子議員） それでは、3点目の質問をさせていただきます。

リチウムイオン電池の処理についてです。

リチウムイオン電池は、その便利さゆえにモバイルバッテリーやスマートフォン、ノートパソコン、コードレス掃除機、ワイヤレスイヤホン、電動アシスト自転車や加熱式たばこなど様々な製品に今使われ、日常生活の中に知らないうちに入り込んでいます。

しかし、使用済みのリチウムイオン電池の適正な処理方法について、これまで国はしっかり確立してきませんでした。

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した小型家電製品が収集、運搬、処理の過程で発火し、火災事故が発生するという事例が全国的に報告されています。そもそも、その製品にリチウムイオン電池が使われているという認識がなかったり、その危険性の認識がなく可燃ごみに混ざって捨てられたり、また、収集車や焼却施設でも火災が起こったりしています。

2023年は、全国で8,543件の火災事故が起こっています。

収集車や焼却施設で火災が起きると、収集作業に当たる職員がけがをしたり、最悪命に関わる事態になったり、焼却施設が使用不能となり、市民生活に大きく影響が出ます。

そのような状況の中で、環境省が今年4月15日、家庭ごみとして出される充電式リチ

ウムイオン電池を分別回収するよう求める通知を全国市区町村に出しました。

そこでお伺いをします。

国が「市町村で回収すること」との通知を出すまで本市でも回収はされていなかったと思いますが、これまではリチウムイオン電池を使用した小型家電製品の収集・処理方法はどうであったのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、小菅議員の3点目のリチウムイオン電池の回収についてのリチウムイオン電池を使用した小型家電製品の収集・処理方法はどうであったのかの1点目のご質問にお答えします。

市では、使用済み小型家電類は、リサイクル資源として市役所本庁舎をはじめまして北部合同庁舎や図書館に専用回収ボックスを設け、回収しています。

リチウムイオン電池等については、家電から取り外せる場合は取り外していただき、家電製品販売店等の協力店に排出していただくよう案内をしておりました。

市で回収しました小型家電類は、国から認定を受けた認定事業所に引き渡し、そこで破碎、分解、選別された後、再資源化が図られています。

また、令和5年9月に市が連携協定を締結しましたリネットジャパンリサイクル株式会社の宅配便による家電製品の宅配回収サービスの活用についても案内しているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

それでは、2問目に行きます。

これまでリチウムイオン電池が原因となった収集車や焼却炉の火災や爆発事故が本市でもあったのかどうか。あれば件数、また、火災原因などをお聞きします。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、2点目のリチウムイオン電池などが原因となった発火事故等についてのご質問にお答えさせていただきます。

充電式電池等による発火事故につきましては、平成28年1月6日に1件、それから、不燃ごみを収集中にパソコンまたはゲーム機のバッテリーが圧縮されて発火したと思われる事故がありました。

不燃ごみ袋1袋だけが燃えただけで、パッカー車の破損はございませんでした。

また、平成31年1月12日にクリーンセンター選別室で火災事故が1件ありました。

原因については、発火点から筒形の電池が出てきましたが、最終的な原因特定はできておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 本市でも火災事故が起きたということで、現場では大変な作業に、いつそういうことが起きるかもしれないという作業に従事をしていただいているということを再認識しましたが、この平成31年の火災において、けがをされたということはありませんでしたか。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

平成31年1月12日の、先ほども申しあげましたクリーンセンター選別室の火災事故なんですけれども、お聞きしているのは、あくまでも施設の破損のみということで、人身事故は発生していないというふうに伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

では、問3に行きます。

国がリチウムイオン電池の回収について、自治体への通知に基づいて、野洲市でも5月1日から市役所環境課で回収を受け付け、電池は直接持参するように広報をされていますが、回収方法と、それと、今現在どれくらい回収されているのか、伺います。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 3点目の市による回収方法と回収状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

回収方法につきましては、環境課窓口で直接受取りのほうをさせていただいております。

受取りさせていただいた小型の充電式電池につきましては、安全処置といたしまして、金属の端子部のほうを絶縁用のビニールテープで確実に被覆させていただきまして、発火延焼防止のための蓋つきのペール缶という金属製の、完全に密閉できる缶があるんですけども、ペール缶に入れて保管しております。

なお、5月の1か月間に回収させていただきました小型充電式電池の回収量は、ペール缶で3缶程度、重量にして約30キロ程度というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 確認ですけれども、リサイクルマークのあるものは回収協力店などで回収していただくか、現時点では環境課で回収、リサイクルマークがないものについては、環境課で回収をしていただけるという認識でよかったですか。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

議員がおっしゃりますとおり、リサイクルマークについては協力店での回収も可能なんですけれども、リサイクルマークのないものについては、環境課の窓口でのみ回収できると、このような対応でさせていただいております。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、問4に行きます。

市での回収がまだ今始まったばかりでありますので、これからどれぐらいの効果があるのか分かりませんが、市全体で回収場所が市役所1か所だけというのでは、あまりにも少ないのではないかと思います。

爆発や火災など危険なもので、慎重な回収が必要なことは理解をしますけれども、せめて学区単位、各コミセンなどでも受け付けられないか、回収場所を増やすべきではないかと思いますが、お聞きします。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、4点目の回収場所を増やすべきではないかについてのご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃいますとおり、爆発、火災など危険性を考慮しまして、3点目でお答えしましたように、慎重な回収に努めているところでございます。

安全かつ慎重な回収を第一と考えまして、環境課の窓口回収のみと現在させていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたように、リサイクルマークがついている小型充電式電池については、家電製品販売店等の協力店に排出できるということも、引き続き案内のほうはしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

確かにリチウムイオン電池のそういう危険性というところで慎重な回収が必要なことは理解をします。

しかし、同時に、市民さんがもう少し身近な場所でリチウムイオン電池を出せる利便性も必要ではないかと思えます。身近な回収場所がないために、ついついごみの日や普通の電池回収などに出してしまうとか、そういう人が出てくるのではないかと心配をします。

例えば、県下では市町の出先機関、例えば公民館やコミセン、学区単位で回収している自治体もあります。

お隣の近江八幡市では、今年4月、ごみステーションで月1回の電池回収日にリチウムイオン電池のみの回収をしています。

このごみステーションでの回収は、私も直射日光など当たって高温になるとかそういう危険もありますから、ここまでの回収場所ということは考えませんが、今の時点では考えませんが、やはり市民にとってもう少し身近なところで出せる必要があるのではないかと思えますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 4点目の再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、やはり爆発、火災の危険性はどうしても排除できないというふうにはリチウムイオン電池については考えてございます。

例えば、今環境課のほうで回収させていただいて、完全にもう、逐一ペール缶のほうで密閉させていただいて、必ず、もし万が一発火したとしても延焼できないような方策を取らせていただいております。

例えば、それを環境課以外でそういう形で置かせていただいた場合ですと、やはりそこまで丁寧に全て火災の危険性も考えてできるかということ、なかなか環境課の職員が目が届かない範囲ではなかなか難しいものがございますので、今現在は環境課のみということとさせていただきます。

何分、万が一事故が起こった場合の危険性を考えますと、やはりなかなか今の環境課の職員の態勢ではやっぱり窓口のみとさせていただいたほうがいいのかと、現在は考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 今のところは環境課で職員さんがきちっと対応するというところで考えておられるということですか。

問5に行きます。

しかし、市民さんにそもそもどのようなものにリチウムイオン電池が使われており、その危険性について市民への情報が少ないのではないかと思います。なので、きちっと回収、処理、廃棄していただくという意味でも、やはり正確な情報が必要ではないかと思います。

もちろん、これまで市のホームページや広報で危険性について周知されていることは存じていますが、改めてこの危険性について広報することが大事ではないかと思いますが、市民の皆さんへの周知についてお聞きします。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、5点目の市民への周知についてのご質問にお答えさせていただきます。

リチウムイオン電池などの充電式電池につきましては、危険性及び適切な回収・処理の啓発について、先ほど議員がおっしゃいましたように、「広報やす」やホームページ等で周知しているところでございます。

最近では、2024年の11月の「広報やす」でも周知のほうの掲載をさせていただいているところです。

今後につきましても、適正に分別排出していただけるように周知啓発のほうを繰り返してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

昨年11月広報に「エコライフニュース」という欄に危険性や処分方法が掲載されていますし、また、インターネットを検索すれば、最近はそういう情報がたくさん出てきます。

なので、一定認知はされてきてはいると思うんですけども、ただ、これだけ日常生活に深く入り込んでいるところで、どんなものに使われているか、そういうことをやはり事細かに市民さんにも周知するべきではないかと思えます。

今後、そういうふうにする、周知をさらに徹底していくというふうには先ほど回答いた

だきましたが、もっとどんなものに、先ほども言いましたけど、どんなものにそれが使われていて、どういう危険性があるかということ、もっとやはり広く周知する必要はあると思いますが、最後伺います。

○議長（山本 剛） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、5点目の再質問のほうにお答えさせていただきます。

製品等、多分誰でもそうなんですけれども、線をつないでいなくて電気式で動くものについては内蔵バッテリーがあるということで、多分皆さん認識はされていると思います。

そこで、小型家電等の回収のときに市役所の窓口とかで回収させていただけるものについては、当然抜かれている製品もございますし、抜かれていない場合については、回収される業者さんのほうで適切に処理させていただいています。

なお、市民さんの周知については、一応製品については、もうそれこそ各種ございますので、内蔵バッテリーということで、多分製品のほうにリチウムイオン電池の表示はされておりますので、そちらのほうで、あくまでも内蔵電池でリチウムイオン電池の危険性について繰り返し啓発ということでさせていただけたらと思います。

当然、人間の記憶というのはやっぱり薄まっていきますので、繰り返しというのも最低年2回程度、年1回はさせていただくにしても、何か月もたったらまた忘れてしまいますので、できるだけ繰り返し繰り返し啓発ということで、安全対策を高めていけたらなど、このように考えております。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

先ほども申しましたが、このリチウムイオン電池による火災事故は年々増えています。そして、私たちの生活の中に深く入り込んでいます。

一旦火災事故が起きると、生命、命に関わる事態になったり、また、焼却施設が使用不能となると、もうまた市にとっては大きな損害となりますし、市民にも不便を強いることとなります。どうかその点、しっかりと周知啓発もしていただいて、できれば回収場所も検討をいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（山本 剛） 次に、通告第4号、第4番、木下伸一議員。

木下議員。

○4番（木下伸一議員） 第4番、公明党、木下伸一でございます。

本日は2問にわたって質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

1人1台端末を活用した児童生徒のケアについて。

文部科学省は、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）を発表し、その中で「1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見の推進」を挙げておられます。

また、令和5年6月2日には、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を出され、1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげることについて全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指されてきました。

そこでは、1人1台端末を活用した児童生徒の心や体調の変化の早期発見や、適切な支援につなげるための有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等について整理・作成をされております。

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」では、次のように記載されております。

不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要です。1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小・中・高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進するとあります。

このように、健康観察・教育相談のシステムは、各自治体で導入が始まっております。1人1台端末を活用すれば、携帯電話やスマートフォンを持っていない児童生徒の相談にも対応することができます。

ここで、奄美市の例を紹介させていただきます。

心の健康観察で、不登校対策としてICT活用を早期対応を図る心の健康観察のモデル校で実証スタートされたことについて、新聞報道がありました。

中学1年生に聞いたところ、「いろんな人に自分の感情を知ってもらい、話しやすくなるのでいい。悩みがあったら、関わりやすい先生につないでほしい」、また、「特に何とも思わない。悩みがあったとしても、そっとしておいてほしい」、また、「相談するのは緊張するからタブレットのほうが伝えやすくなると思う。天気マークが分かりやすい」など、反応は様々あったそうです。

心身の状態を可視化することで、早期の声かけや支援につながると期待される一方、具体的な支援の道筋が確立されていないのが課題です。

奄美市でモデル校を実施した教頭先生は、「生徒がＳＯＳを発信しても学校が対応しなければ心の健康観察をやる意味がない。どのような手だてをしていくのか、仕組みづくりが大切」と語っておられます。

効果の検証とともに、子どものＳＯＳを見つけた後のケアが最も大切な部分であり、教育現場の先生方に期待するところでもあります。

ここで、1つ目の質問に入らせていただきます。

本市における児童生徒の健康観察・教育相談の現状と課題について、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

健康観察は、朝に担任が行う一斉の機会だけでなく、学校生活のあらゆる場面で担任や養護教諭、教科担任、部活動顧問などが組織的に行います。直接的なコミュニケーションだけでなく、表情や行動の変化、友達との関わりの様子など、あらゆる視点で観察し、教職員同士で日々情報共有をしています。

教育相談は、担任と児童生徒が1対1で話す機会を年に3回設けています。学校によっては紙面または端末を使用して事前アンケートを取り、より効果的な相談の機会としたり、相談できる教員を自分で選べるようにしたりしています。

ただ、悩みやしんどさを抱えていても、自分の気持ちをうまく言葉にできなかったり、コミュニケーションが苦手な児童生徒は、相談することに抵抗感を持つこともあります。

教員は受容、傾聴、共感といったカウンセリングマインドを持った関わりを実践し、少しずつでも気持ちを吐き出せる関係づくりに努めています。子どもたちの周囲に信頼できる大人を増やしていくことが引き続きの課題と言えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、教育長のほうから、教育相談は年に3回行われていることを言っていました。

この年に3回というのは、具体的にいつかというのを教えてもらうことはできますか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それぞれ学校によっても違いはあるかと思いますが、大体学期に

1回ということで、例えば1週間当たりを教育相談週間にするとかというふうなところもございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、教育相談は1週間ぐらいという期間でされていることをお聞きしたんですけども、その中身が、もし分かる範囲で教えていただくことはできますでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 内容的なことにつきましては、やはり日頃から子どもたちが悩んでいるとか、あるいは特に多いのはやっぱり友達関係というところかなというふうに思います。

ただ、私も思いますのは、教育相談の週間に子どもを呼んで話を聞くということが例えばすぐできるかと言われますと、そうじゃなくて、やはり日頃からの先生との関係というのが一番大事なというように思いますので、そういうことにおいては、その先生だけでなく、あるいは、先ほども少し申しましたけれども、自分が相談をしたいという先生を選べるという学校においては、そういう先生に、担任以外の先生に相談するというケースもあります。場合によったら、校長先生にというところもございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

本市におけます1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システムについての今後の見解をお伺いします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市では、昨年からの連絡配信アプリ t e t o r u を保護者用連絡用ツールとして活用しています。

その t e t o r u では、欠席や遅刻、早退及びその理由について各家庭から学校側へすぐに連絡することができます。

登校後の健康観察について端末に自ら入力する健康観察では、児童生徒の変化を見過ご

す可能性が高まると考えています。現行の健康観察で、児童生徒一人ひとりを丁寧に見て、子どもからの体調の申告だけでなく、声や表情からも様子を読み取れることから、端末を利用した健康観察の導入は、現段階では検討していません。

教育相談に関わって、これまで紙媒体で行っていたアンケートをMicrosoft Formsで実施するなどの活用を進めています。

また、各校で定期的に行っている児童生徒の教育相談では、子どもの変容や思いを知り、共に考えることを大切に過ごしています。電子データでは表しきれない部分を聞き取り、野洲市の児童生徒の心のケアを進めていきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、野洲市ではtetoruというアプリを活用されているということで、保護者と学校のほうの連携があるということで聞いたんですけども、これは、例えば他の市町とかはこういうアプリとかは使われているのでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 詳細について全部を知るところではございませんが、野洲市で行っているような、同じようにtetoruを使ってられるところもありますし、その他の通信アプリを使いながら子どもたちの状況把握に努めてられるところもございます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、先ほど教育長のご答弁の中で、1人1台端末は今のところ導入するには当たらないということなんですけれども、その導入することに当たらないことに関しての課題をお伺いしたいと思います。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 先ほども少しお話もさせていただいたんですが、どうしても端末だけに頼ってしまうと、実際自分の前にして子どもたちと話をする、あるいはその表情とか声とかいうことをなかなか読み取れない部分があります。

それから、端末に書くということになってくると、ひよっとすると、自分がほんまにこう思うてるんやけども、そうじゃないところを話として書くかもわかりませんので、やはり実際に子どもたちと対面する中で、丁寧に子どもたちの思いを聞くということが一番大事かなというふうに思います。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、教育長がおっしゃったように、確かに子どもたちの表情とか声とか、いろんなところを見るのは、もうアナログが大事やと思うんですね。

これについては分かりました。

じゃ、次の質問に移ります。

教育相談などで課題が発見されたときの心のケアや対応について、本市で工夫されている点をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、3点目のご質問にお答えをします。

児童生徒のSOSを察知した場合は、即座に複数の関係教員でケース会議等を実施し、支援体制を取れるようにしています。

状況に応じて、校内だけでなく家庭や関係機関とも連携を図り、課題解決に向けて対応をしています。

本市では、昨年から今年度にかけて教職員向けに市の保健師による自殺予防対策としてのゲートキーパー研修を実施する学校が増えております。児童生徒がSOSを出した際に、確実に気づき、しっかりと受け止め、寄り添えることが重要です。声のかけ方、聞く姿勢など、対応した教員が適切な初動が取れるスキルを身につけられるようにしています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 本市でスクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーさんとかがおられると思うんですけれども、今のところは、じゃ、悩んでいる子どもたちのニーズに対して、そこで十分対応できているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員がおっしゃいましたように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等々におきましても、ケース、ケースに応じてその対応ということをさせていただいています。

どうしても教員だけということではなくて、いわゆる関係機関ともすぐに連携が取れるようにというふうな体制を学校のほうでもしっかりと取っているということが現状でございます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） そのスクールカウンセラーさんとかスクールソーシャルワーカーさんも入っていただきながら上手に対応していただきまして、困っている子どもたちに十分な対応ができるような体制をより一層整えていただきたいと思います。

では、次に、小中学生の自殺対策について、お聞きします。

厚生労働省からの発表によると、令和5年の全国の小中学校生の自殺者数は166人でした。子どもの自殺の危機が見過ごされる1つの要因として、次のような見解があります。

東京大学大学院教育学研究科特任助教の北川裕子氏の研究チームが高校生1万人を対象に行った調査では、希死念慮（死にたい気持ち）が強い子どもたちほど周囲に助けを求めないという実態が分かりました。

つまり、自殺の危機が迫った子どもほど「助けて」と声を上げられずにいます。周囲の大人は、心配な子どもがいても、自殺について何をどう聞いていいかわからないといった現状もあります。

北川氏らが開発したITツール「RAMPS（ランプス）」は、タブレット端末などを活用して、子どもが自殺の危機を伝えることを助け、大人がそうした危機に気づくことができるようにするものです。2015年から試験的に学校現場で導入され、全国で約100校の学校で利用されております。

実施された学校の声として、「思ってもみなかった生徒から自殺企図の話が出てくることに遭遇し、効果を感じた」、また、「自殺に関する質問をすることは普段正直ちゅうちょされるが、端末の質問を手がかりに質問がしやすくなった」、また、「自殺リスクの評価では希死念慮から自殺行動について段階的に具体的に聞くことができる」、「RAMPS（ランプス）の利用により、生徒の自傷、希死念慮、自殺企図を初めて知り、学校全体での見守り、事後対応のきっかけとなった」など挙げられております。

ランプスの検診では、1次検査として生徒自身がタブレット端末で「生きていても仕方がないと思ったことがありますか」、「自分で自分を傷つけたことがありますか」などの自殺リスクに関する質問に回答、その後、問題があると思われる項目を中心に養護教諭などが実際に自殺を企てたことがあるかといったより詳しい問診、2次検診を実施し、その結果を基にシステムが自殺リスクを4段階で評価します。

検診の場面は、保健室に来室した際や健康診断などで全校生徒を対象に行うことを想定し、質問の内容は海外の研究などで検証され、実際の医療現場でも使われているものを参考にしています。

実際に、ランプスを導入したある学校では、担任から全く問題ないと思われていた生徒が実は自殺を企てたことがあると分かりました。自殺リスクが明確化されることによって、教員や保護者が危機感を共有でき、医療機関の受診など具体的な支援につながるようになりました。

その生徒は、「初めて自殺のことを伝えることができた」と語り、医療の力も借りながら学校生活を送ることができたと聞いております。

こうした、まさかこの子がという事例が全国で頻発しております。

「令和6年版厚生労働白書－こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会に」においては、子どもの自殺対策においては、地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携しながら、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要であるとされております。

また、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」では、子どもの自殺対策の柱の1つとして、市町村等では対応が困難な場合に助言等を行う多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を全国に設置することが盛り込まれております。

ここで、4つ目の質問に入ります。

本市における小中学校の自殺対策の現状と課題についてお伺いたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

苦しい心のうちやしんどさ、生きづらさを感じている子どもたちは少なからずおり、精神的な苦痛を自傷行為などの身体的な苦痛にすり替えて苦しみから何とか逃げようとする場合があります。

SOSを察知した際には、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門性の高い職員を含めたケース会議を開き、丁寧なアセスメントを実施し、早期対応につなげています。

ただ、希死念慮を抱く子どもたちの背景には、様々な課題があります。特に家庭環境や経済環境に課題がある場合には、学校主体で対応していくには限界があります。地域・福祉・医療分野との連携協働で、子どもたちを取り巻く周囲の大人が切れ目のない見守り体制を社会全体で構築することが必要です。

さらには、こういった児童生徒への対応には、きめ細やかで高度なスキル、長期的で粘り強い関わりが求められます。

教職員は、日々の業務に加え、常に緊張感を持って対応しており、高ストレス状態とも言え、これは持続可能とは言えません。教職員の負担軽減やメンタルヘルスケアの充実など、対応する人へのケアも重要と考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） ありがとうございます。

今、教育長のほうから教職員の負担軽減ということでのお話があったんですけども、本当に今、職員の、先生方というのはもう仕事も多いですし、もちろん子どもたちの状況も見ていかないとと思うんですけども、そういう観点から考えていくと、このデジタルのツールを活用するのも1つの手ではないかなと思うんですが、もう一度ご見解をお願いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員のほうもおっしゃっていただきましたように、大変教職員にとっては日々緊張の毎日ということと言えるかなとも思います。

そういう中において、いろいろ子どもたちの持っている課題にそれぞれに対応していくということがなかなか現状においてはもう限界かなという部分も確かにございますので、今おっしゃっていただいたようなものも場合によっては活用もしていきながら、していかなければならない部分も出てこようかなとも思います。

ただ、現段階においては、まだ検討していないということでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） ありがとうございます。

今、教育長からもありましたように、先生方のもう本当に過労死ラインは今100時間ですかね、もうそういう形で残業も聞いておりますけれども、そういう状況の中で、今、もちろんすぐには導入するのは難しいかと思っておりますけれども、教職員の先生方もやっぱり自分の命をかけてやってはるわけですよ。そう思うと、行政ができることというのは、数は限られるかもしれませんが、そういうところでもっともっと教職員の先生方に対してフォローというか、そうしないと、ますます先生の成り手も少なくなりますし、悪循環だと思うんですよ。

今教育長がおっしゃっていることは重々よく理解はするんですが、やっぱりこれ、ほんまに早いこと手を打っていかないと、もう過労死が出たり、そうなったりすると本当に大変な問題だと思います。

そう考えていくと、これを今すぐ導入してくださいということではないんですけども、ぜひ前向きに考えていただきながら、教職員の先生方の仕事の負担を、これを入れることによって負担が増えるのであれば考え直さんと駄目ですけども、少しでも、もちろん皆さんの顔、生徒の顔を見ながらするのも大事なことだと思います。でも、そういう1つのツールを利用することによって、1つの仕事というか、それで少し楽になるのであれば、楽になると言ったら語弊があるかもしれませんが、それも働き方改革だと思いますので、ぜひぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

本市における1人1台端末を活用した自殺対策の見通しについて、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

1人1台端末では、児童生徒が自殺や死に関わるウェブサイトを開覧することはできない状態にしています。

ただし、個人で所有している携帯電話等で検索できてしまうことから、インターネットの活用方法を含めて、命の大切さを教職員自身の言葉で伝えることを意識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、教育長のほうから命の大切さという、本当に大事なキーワードを言うていただきました。

本当に、子どもたちが自傷行為をするとかそういうことがあってはならないように、また、それは周りの先生方もそうですし、それは家族もそうですし、地域社会、自治体とかそういうところも関係してくるんだと思いますので、ぜひ皆さんに協力をしていただきながら、少しでも子どもたちが健康に学校生活ができるようにしていただきたいと思います。

令和5年6月の第4回定例会の一般質問におきまして、津村議員が「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）の質問を出されたときに、1人1台端末を活用した不登校児童生徒のオンライン授業をさらに推進していくとの答弁がございました。

不登校児童生徒は、様々な理由や背景で登校しづらい状況があると思います。

児童生徒の状況によるとは思いますが、学習をしたい子どもたちもいると思います。そういうときの学習の権利の保障として、オンライン授業の活用は有効になると考えられます。

では、6問目の質問に入ります。

1人1台端末を活用した不登校児童生徒のオンライン授業の現状と課題をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、オンライン授業の現状と課題について、お答えをいたします。

オンライン授業のための環境整備については、家庭のWi-Fi環境整備の調査を行い、家庭へのモバイルルーター貸出し事業を促進し、全ての児童生徒が家庭でも端末を活用できるようにしています。

現在、オンライン授業の実施状況について、ふれあい教育相談センターでは毎週3日間程度、各校の週予定に合わせて進めています。

また、児童生徒の状態に合わせて、各家庭や別室でのオンライン授業も実施しています。

オンライン授業を実施する上での課題については、専属で授業を行う人員を配置することが困難であること、授業を中継する場合、授業者が操作をすることが多く、画面の調整が不十分であったり、教材の提示が遅れてしまうなどがあります。

また、他の児童生徒のプライバシーに関わることや学習が個人任せになることが起こってしまう可能性があります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

1人1台端末を活用した不登校児童生徒のオンライン授業の今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、オンライン授業の見通しについてお答えをいたします。

児童生徒の状態に合わせて、ふれあい教育相談センターや各家庭及び学校の別室でのオ

ンライン授業を実施し、学びの場を保障しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、教育長のほうから学びの場を保障という言葉がございました。

本市では、不登校対策といたしまして、ふれあい教育相談センター内におきまして、こころの教育相談、また、教育支援ルームの「ドリーム」、それから訪問型教育支援の「ウィッシュ」に取り組んでおられることは承知しております。

不登校の子どもたちのためにいろいろな施策を進めていただいていることには、本当に感謝を申し上げます。

しかし、不登校の子どもたちが学習保障をしてほしいと望んでいることも事実だと思います。

その状況を把握して、また必要があれば、また対応していただきたいと思います。

今回は、1人1台端末を活用した児童生徒のケアについてというテーマで、健康観察と教育相談、自殺対策、不登校児童生徒のオンライン授業について質問させていただきました。

1人1台端末の活用は、もちろん授業や様々な学習で活用することがほとんどだと思います。加えて、この1人1台端末を活用して、様々な児童生徒の支援に生かすことも可能かと考えられます。

1人1台端末のより有効な活用によりまして、一人でも多くの子どもたちが困っていることや悩みが解決され、子どもたちが心身ともに健康的で充実した学校生活を送ることを保障する体制が整うことを願いまして、この質問を終わります。

では、2番目の質問に移ります。

市民からの声を生かすシステムについて。

令和5年9月の第5回定例会一般質問におきまして、道路の破損箇所や公園遊具などの不具合などをスマートフォンで通報できるシステムの運用について、質問させていただきました。

答弁として、現状の対応で十分機能しているとのことでした。道路補修につきましては、自治会や市民の方からの通報による補修対応と、毎月1回の市職員によるパトロールや土木作業員の日常点検による補修対応を行っているという状況とお聞きしております。

しかしながら、市民からの相談で最も多いのは、道路の陥没や損傷箇所の危険な状況についてであります。道路整備につきましては、自治会を通して行政懇談会や要望書などで行政に上げることが基本になるかと思えます。

しかし、自治会の動きを待てずに、子どもの通学路など危険箇所につきましては、事故防止のために迅速な対応が望まれることが多いです。

前回の例では埼玉県川越市の例を挙げましたが、福岡県苅田町では、令和6年度から町のLINE公式アカウントを通じて、道路や側溝、公園の遊具、照明、ベンチ、樹木などの損傷で異常を伝える写真や位置情報などをいつでも送信できるシステムを導入されました。

町側は、スピーディーに対応できるようになったとのことでした。

もちろん、修繕箇所は優先順位がありますので、即座に対応すべきところと時間がかかるところがあるのは承知しております。

ここで1つ目の質問に移ります。

道路などの修繕箇所の現状把握について、現状と課題をお伺いします。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 木下議員からの大きな2点目の市民からの声を生かすシステムのうち、1つ目のご質問についてお答えをさせていただきます。

道路の損傷箇所の把握につきましては、自治会や市民の方からの通報によるものと、毎月1回の土木管理課と道路河川課職員によりますパトロール、また土木作業員の日常点検により把握をしているところでございます。

また、自治会の会長様や役員の方、さらには市民の方が直接来庁された場合でございますけれども、窓口のほうにおきまして、道路台帳等を確認いただき、その地図等を活用して、損傷箇所等の位置の特定を行っているところでございます。

また、電話による場合につきましては、ランドマークの確認や、損傷箇所の近くで待合せをしたり、現場の立会いのもとで損傷箇所の特定を行っておりますので、現在のところ、現状把握に関しましては、情報が不足して困るといったところはありません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） ありがとうございます。

これはもう全く前回と同じ答弁だったと思うんですけども、これ、一番目の課題につ

いてというところはお答えいただきましたでしょうか。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 議員ご質問の修繕箇所の現状把握についての課題ということにつきましては先ほどご答弁を申し上げたところでございますけれども、その後、速やかな修繕対応という部分につきましては、可能な限り修繕資材等の確保など体制づくりが必要やということも把握してございますので、そうしたことに努めてまいりたいという認識をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） では、次の質問に移ります。

道路等の損傷箇所のLINEを通じた通報手段についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 2点目のご質問でございます。

現在、市民の皆様からいただいております主な情報提供の手段、手法につきましては、先ほど申し上げました電話や電子メールによるものが大多数を占めておるところでございます。道路の損傷箇所を把握するには、十分有効であると考えております。

また、LINE等の既に普及しておりますスマートフォンのアプリケーションの活用につきましては、市民と行政との情報共有がいち早く可能となるものでございますので、議員のご指摘のとおり、迅速かつ有効な通報手段の選択肢の1つというふうに考えられます。

そこで、これまで他市の自治体での対応でありますとか国の対応についても確認をしてみたいところでございます。

そこで、令和6年の3月29日から国土交通省におきましてLINEによります通報システム「国土交通省道路緊急ダイヤル（#9910）」を提供されていることを確認させていただきました。これは、全国の道路で、国道に限らず県道や市道も含み対応が可能となるものでございます。ただし、私道でありますとか個人の私有地は除くものであります。こうした市道を含んだ道路の異状等を発見いただいた場合に通報がこのシステムによって可能となるものでございます。

誰もがご利用いただける国のシステムでありますので、もちろん初期導入経費も不要となりますのと、アプリケーションの利用も無料でありますことから、本市といたしましてはこのシステムを活用いただくよう、今後ホームページや広報紙などを通じまして市民の

皆様にも周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今お話がありましたように、国土交通省のLINEアプリですね。LINE通報システムということで、初期費用も無料でランニングコストもかからないということをお話を聞きましたので、今ご答弁ありましたように、周知方法になるんですけども、「広報やす」、それから市のホームページ、また、野洲市の公式LINE等を活用していただきながら、市民の方にできるだけ多く知っていただくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、アプリを導入することによって、野洲市をよくするために市民の皆様にもご協力いただけるのではないかなと思いますので、そのことが大切かと思います。

では、次の質問に移ります。

次に、市役所の窓口対応についてです。

野洲市役所の窓口では、いつも丁寧に対応していただき、感謝をしております。

しかしながら、市民の方からは不愉快な思いをしたという声をいただいたこともありました。厳しいご意見を受け入れることも、サービス向上のためには必要ではないかと考えます。

最近、本市におきましても市役所の電話で録音機能を取り入れたこともカスタマーハラスメントへの対応としても有効ですし、サービス向上のためにも有意義なことだと思っております。

自治体によっては、サービス向上に向けて窓口などでアンケートを実施されているところもあります。

3つ目の質問に移ります。

市役所の窓口・電話対応におけるサービス向上についての工夫について、現状をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目の窓口・電話対応におけるサービスの向上の工夫の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、市職員の対応におきまして不愉快な思いをされた市民の方に対しまして、改めておわびを申し上げます。

現状、窓口や電話対応につきましては、市民の皆様からの相談や問合せの内容を正確に把握し、不愉快な思いをされないよう、丁寧で親切な対応に心がけております。

このような姿勢を常に意識するため、職員に対する接遇研修では、身だしなみや挨拶、言葉遣い、電話の受け方など基本的なことの学習やコミュニケーション能力の向上を習得するため、機会を捉えて実施しているところでございます。

それと併せまして、それぞれ担当課では、窓口に来られたら待たせない、経験の浅い職員には他の職員がフォローする、また、分かりやすく説明するため仕事を熟知するなど、当たり前のことではございますが、意識を持ってサービス向上に取り組んでいるところでございます。

引き続き、気を引き締めて取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） 今、総務部長のほうから、もちろん先ほども私申し上げましたとおり、いつも本当に丁寧に対応していただいていると思います。

ただ、そのお話を聞いた中では、1年前に行ったときは、もちろん担当が変わると思うんですけども、本当に親切に、丁寧にさせていただいて、もう本当に感じがよくなって、よく分かりましたということで、今度また違う、同じ部署だと思うんですけど、名前はもうちょっとあえて言いませんが、そこへ行ったところで、今度全く違うような対応で、こうも違うのかということをおっしゃって、私も「申し訳ありません」ということでお詫言わせてもらったんですけども。

やっぱり、もちろんいろんな方もおられますけれども、でも、最低と言うとあれですけども、ルールというか、今、マニュアルとか等で年に何回かはされていると思うんですけども、これは例えば講習ですかね、マニュアルというか、サービス向上のための講習、勉強会というのは、例えば年にどれぐらい持たれているんでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

年に何回といいますか、機会を捉えてになりますけれども、新規採用職員につきましては、特に社会人経験も浅いので、それについては毎年実施をさせていただいています。

あと、職階ごとでいいますと、係長級の研修であるとか、その場合は接遇だけを捉えるのではなくて、全体的なコンプライアンスであったりとか、あと、職場全般をマネジメン

トする能力であったりとか、そうした中に含めて接遇の研修を実施しているというような感じでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） では、次の4問目の質問に入ります。

市役所の窓口・電話対応のサービスに関するアンケートの実施について、見解をお伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、4点目の窓口サービスに関するアンケートの実施についてのご質問にお答えいたします。

まず、窓口や電話対応のサービスの向上に向けて、今後も接遇やコミュニケーション能力の向上を図る研修、また、OJTで実施をしていきたいと考えています。

さらに、「書かないワンストップ窓口」など、市民の届出がされる場合に手間を省き、スムーズな手続きができる窓口改革について進めていきたいと考えております。

アンケートにつきましては、それらの取り組みを実施する上で、またした上で、さらなるフロントヤード改革を進めるために調査する目的ですね、いわゆる待合の状況であったりとか、待ち時間であったりとか、あと、ワンストップになっているのかとか、その視点を含めた調査の内容、目的を明確にした上で必要に応じて実施していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○4番（木下伸一議員） アンケートに関しましては、今すぐどうのこうのじゃないと思いますけれども、長期的な展望という形で、またぜひしていただければと思います。

以前、総務部長が、多分熱中症のときの私の一般質問だったと思うんですけども、親しみのある市役所、また、開かれた市役所ということをおっしゃられたと思います。

やっぱり市役所というのは本当に野洲市の顔になりますので、もちろんたくさん職員さんが働いておられますけれども、そこはもう本当にサービス向上、もう皆さん、本当に日々頑張っておられるんですけども、一部の対応の悪さによって野洲市全体の市役所が、イメージがマイナスになりますので、そこはぜひまた今後検討の余地としていただければと思います。

最後になりましたけれども、市民の皆様の声を直接聞くというのは、本当に大切なことだと日々実感しております。

私自身も市民相談を受けますが、まだまだ私自身も動き切れておりませんので、皆様の声を把握することは難しいと思っております。

市といたしまして、市民の皆様の声を聞ける体制づくりというのは必要なことだと感じております。市民の皆様のお声が届く野洲市であってほしいと思います。

公明党は、「小さな声を、聴く力」をモットーとしております。ぜひ野洲市におきましても市民の皆様の声を集約できる制度が整うことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第5号、第17番、荒川泰宏議員。

荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 第17番、荒川泰宏です。

令和7年第3回野洲市議会定例会の一般質問に当たり、2点の質問をいたします。

まず、文化ホールの大規模改修についてでございますけれども、その前に、この文化ホールの立地場所でございますけれども、過去を振り返ってみますと、1978年の10月にここで大相撲野洲場所が開催されました。この巡業場所といたしましては、観客が1万2,000人も入られ、当時、巡業の記録を野洲町でつくったわけでございます。

このたくさん入られた陰には、地元の建設業協会の方々が様々な重機を持ち運んでいただき、すり鉢状の巡業場所にされました。これは非常に相撲の巡業にとっては珍しいことで、大胆なことだったわけでございます。

その当時26歳でございました蔵間関が西の関脇でございまして、一番彼が華やかだったわけです。その後、病気をされ、大関候補、横綱候補と言われましたけれども、相撲界を去られまして、男の厄年、いわゆる42歳で亡くなりました。

このような大相撲野洲場所が開かれた、当時の町民にとっては、また、県民にとりましては、非常に思い出のある場所、この文化ホールの大規模改修について、このたび老朽化しました野洲文化ホールの大規模改修についての質問をさせていただきます。

野洲駅前の都市基盤整備については、さきの定例議会でAブロックからEブロックの全体構想を調査研究、策定することで、委託費990万円の予算計上をされ、議会も可決となったところでございます。今後は、スピード感を持って各ブロックごとの計画を進めなければならないと考えます。

そこで、既に構想のある野洲文化ホール大規模改修について伺うところでございますが、今日まで野洲市内の文化施設である野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホールがそれぞれ老朽化となっており、今後はどうあるべきか。また、一方で、行財政改革の対象とし、文化3施設の集約化検討を行政、議会で検討するとともに、市民懇談会やアンケート調査をしてきました。

令和4年度に入りますと、市民懇談会等を開催して市民説明会で市民の皆さんからの声を聞いたところ、駅前の文化ホールは残してほしいという意見が多いことから、検討の結果、このたび大規模改修することになっているところです。

今後の改修計画内容についての見解をそれぞれお伺いいたします。

それでは、まず、改修の工期と予算規模について、伺います。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、改修工事の工期でございます。

こちらにつきましては、約16か月を想定しておるところでございます。

続きまして、予算規模でございます。

現在設計業務が進行中であるため、確定した金額を提示することはできませんが、令和5年度に実施をいたしました文化施設集約化検討調査業務におきまして示しております約23億円を念頭に、その後の物価変動や社会情勢の変化などを加味して現在業務を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） そうしますと、16か月で行っていくということでございますけれども、スタートの時期と終期の時期は何年の何月なのか、お尋ねいたします。

それから、23億円の総工費というのは、以前にも私も聞いておりました。

しかし、お隣の守山市でおおよそ3年前に当時の宮本市長とお話しさせていただいたときは、改修費用が、「荒川さん、30億円ぐらいかかるわ」と、このように言うておられましたけれども、最近の発表によりますと、工事費が約60億円となっています。

想定事業費が67億円、いわゆる7億円分はといいますと、これは物件費ですね。これを入れますと、いわゆる設計管理委託料、それと備品購入費、これらを入れますと、7億円ぐらいになるということで発表されておられます。

これを踏まえますと、私は現在の23億が恐らく40億ぐらい要るのではないかと勝手な想像をしておりますけども、これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問2点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の想定スケジュールという点でございます。

現在、先ほど申し上げましたように、実施設計の最中でございます。こちらが9月末に完了するというので、それを基に今後リニューアル工事ということになるんですが、工事時期につきましては、来年度の当初予算を想定しておりまして、その時点で予算化させていただいた後、入札の執行を5月頃というふうに想定をしております。

当然、今回金額的に議会の議決が必要な工事となりますので、そちらを6月の定例会に持っていければという考えをしております。そういたしますと、工事が始まるのが7月ということになります。そこから先ほど申し上げました16か月というので計算をさせていただきますと、令和9年11月には完成という形になりますので、そのあたりを目途としてリニューアルを考えておるところでございます。

ただ、工事の関係でございますので、工事期間中に想定外のことも起こる可能性もございます。そうした意味合いで、現時点では見込みではございますが、令和9年11月というので考えておるところでございます。

それと、2点目のほうでございますが、工事費のほうの想定でございます。

これにつきましては、現在設計中でありまして、何ともご回答のしようがないところではございますが、先ほど来、議員ご説明いただいておりますとおり、物価高のところではございますので、少なくとも23億については大分上回ってくるのではないかとというような想定はしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 工期につきましては分かりました。

この予算規模ですけども、現在、実施設計を行っていただいておりますということで、たしか記憶では1,150万が解体と、ではなかったですか。ちょっとこれ、ここの設計費用の確認をちょっとしておきたいんですけども、ご回答いただけますでしょうか。

と言いますのが、何でもかといいますと、大体そもそもこういう建築物の設計費用は5%です。大体5%。それを逆算すると、23億を逆算すると、5%の設計費用というの

が大体出てくるんですけども、前に聞いた金額と5%で私のはじく金額とでは差があるように感じるんですけども、そうすると、23億の予算の範囲の中の設計になってしまうと、様々な改修場所がその金額に合わせた改修になってしまわないか、そこを懸念するんですけども、そのあたりどのような見解でしょうか。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、まず、再々質問ですかね、そちらにお答えをさせていただきます。

今回、設計に関しましては、工期として締結させていただきましたのが令和6年9月から設計をお願いして、委託業務をさせていただいております。

その時点、請負金額でございますが、1,046万円という形での請負ということになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 大体記憶に合っていたと思います。

と、そうなりますと、恐らく23億円の予算規模での設計になっておるのではないかなど、このようところが懸念しますと、10年たったら、また再度改修しなければならないというようなことにならないか、ちょっと懸念しているんですけども、そのところは慎重に業務を進めていただきたいと思います。くれぐれもこれは言うときます。

それから、問2に移ります。

大規模改修の中で、現在のコミセンやすは改修後も建物内に置くのか、それとも他のところに移設するなど検討することになるのか。今構想があるならば、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

コミセンやすの今後のあり方という点でございます。

これにつきましては、市といたしましても課題というふうに認識をしておるところでございます。

改修、移設等、野洲学区自治連合会と相談の上、具体的に進めていくべきことと考えております。

しかしながら、移設に関しましては、現在、野洲学区内でコミセン敷地として活用できる市有地というのが、適当なところが見当たらないということがございます。そうした関

係から、当面の間につきましては現在の場所で運営していただくというを進めておるところでございます。

そのため、今回の文化ホールの大規模改修におきましては、コミセン棟も含めて改修のほうを計画いたしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） お答えありましたように、野洲学区自治連合会で、毎年のように、このコミセンやすについてはどうなるのかというようなお話が出ているということは確認しております。

当時の自治連合会長さんでおられた方で、もう7、8年前ですか、そのときの考え方は、また後ほど、第2問の質問と関係がございますけれども、野洲病院の閉院後の活用ということで、そこも検討の1つに入れてほしいということを会長さんが言っておられましたことが記憶に残っております。

この件については2点目の質問でまた尋ねることにいたしますけれども、コミセンやすの事務室をそのままということになりますと、いろいろ改修が始まったりしますと、騒音、ほこり、こういうものが発生するわけでございますから、その辺は働く方々の健康管理という点からも懸念しますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

コミセンやすの事務所、現ホールの中にごございますので、当然工事期間中どうするかという部分でございますが、現在考えておりますのは、工事期間中につきましては、仮の事務所を持っていただくようにしたいなというふうに考えております。

そちらの場所につきましては、今いろいろと調整をさせていただいておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 問3に移ります。

大ホールは、照明、音響、舞台のそれぞれにおいて設備が古い状態と聞いております。また、確認しております。

客席がそれぞれ狭いとの声もございますが、改修に当たり、どのような計画か、伺いま

す。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

文化ホールの舞台、音響、照明設備につきましては、ご存じいただいておりますとおり、開館以来更新をしていないという状況でございます。そのため、不具合のほうが生じておるといことで、場合によっては公演中止のリスクというのも懸念されている状況であるというところでございますので、こうしたリスクを改善するためにも、この部分につきましてはしっかりと改修をしてまいりたいと考えております。

また、耐震化という中で、特定天井がございます。それにつきましては、耐震化工事を行いまして安全性を確保するという点でございます。

また、市民懇談会、さらにワークショップなどで市民の皆様からご要望をいただいております利用しやすいトイレというのがございます。こちらにつきましても実施してまいりたいと。さらに、空調、楽屋環境の整備を行う計画であります。

今ほど言っておりました客席のほうでございますが、開館当時の1,000席ということで、やはり狭いというのが実情でございます。こうしたことから、ゆったりと座っていただけるような座席配分というような更新を計画しておりまして、それによりまして、全体の席数のほうではございますが、現状から減るといような見込みでございます。

また、大ホール客席通路の段差については完全に解消することはできないというのもありますし、2階へのエレベーターにつきましても、設置場所が確保できなかったため、バリアフリーの完全化という部分におきましては既存施設の改修という制約の中で完全に対応し切れないという部分があるのも事実ではございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 詳細にいろいろ検討されている姿が分かります。

確かに、照明とか音響というのは、もう今の時代、コンピューター管理しているんですよね。コンピューターでやっていますけども、照明なんか、うちの今の野洲の文化ホールを見ますと、時々竹ざおを持って照明を動かしている。こんなことをしているところはもう現在ほとんどないわけでございますから、ここのところもししっかりと改修のときはコンピューター管理等を導入していただきたいと思っております。

回答にもありましたように、空調、トイレ等、現在支障ございます。そのところもし

っかりと改修に入れていただきたいと思います。

同様でございますけども、問4で、現在雨漏れや外壁がひび割れしているということで、これを直していくとなりますと工事費も高額となりますけども、既に雨漏れや外壁のひび割れというのは調査結果が出て、どれほどの被害が出ておるのか。分かれば内容を伺います。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

屋上並びに外壁の傷み具合といった部分でございます。こちらの改修につきましては、今後ホールのほうを20年、30年と長期に渡ってご利用いただくということから、施設の長寿命化、予防措置といたしまして、全面的な改修を行う予定をしております。

その手法につきましては、現在設計の最中ではございますが、経済的観点を含め、最適な改修となるよう、この設計業務の中でしっかりと検討を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） まず、屋根というのは、非常にこれはもう大事なところでございますけども、私ちょっと勘違いしておったんですけども、外から見ていますと屋根が緑色に見えていますので、銅板でふいておるのかなと思いましたが、これ、確認したら銅板ではなかったということで、そうなりますと、最近住宅でもガルバリウムというのが非常に導入されておりますし、そういうことも検討されておるのか。

この間、コミセンきたの、立派なコミセンを造っていただきました。塗装の色も周囲の農地と非常にマッチングして、非常によいコミセンを造っていただいたと感謝しておりますけども、その辺、屋根の材料ですね。構造はどのように。今お考えが出ているんですから、お聞かせください。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

屋根の構造、改修の手法等につきましては、現在設計で検討を進めておるところでございますので、現時点でどういう対応というのは明確にお答えすることはできませんので。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 分かりました。

それでは、結びの問5に移ります。

現状、大ホールを使用されておられます団体等は、小劇場も同日に借用してリハーサル場として使用されているのが多いようです。今後、小劇場を解体するとなれば、リハーサル場がなくなることになりますので、文化ホール全体のブロックプランの中で中ホールを入れることを検討されてはとご提案しますが、この考え方のご見解を伺います。

○議長（山本 剛） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、5点目のご質問にお答えをいたします。

今回、大規模改修で文化小劇場の中ホールの場所が施設内で取れればということで、その可能性について検討のほうは重ねさせていただいております。

しかしながら、建物の耐力壁の撤去等に対します構造上の安全確保に係る改修経費を考えますと、その費用対効果といった面で実施はできないという判断に至ったところでございます。

こうしたことから、リハーサル会場につきましては、現在ございます小ホールのほうをご利用いただくような想定をしておるといところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） ちょっと残念な話ですね。

リハーサル会場が、あの小さい、暗い小ホールということは、非常にイメージが悪いなというように私は考えます。

今後の最終的なブロックプランの中で、コミセンやすの事務室、小ホール、ここも抜本的に見直して、私は中ホールを、大体どこの大きなホールに行きましてもセットになっているんですよ、大ホールと中ホールというのは。そういうことを考えますと、ぎりぎりまでその線ができないのか、検討していただきたいと、このように思います。

1問目の質問は、これで終わります。

○議長（山本 剛） 暫時休憩をします。再開を午後2時50分といたします。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 先ほどは相撲の話をしましたので、議長が水入りやというこ

とで、2問目に入らせていただきます。

それでは、2問目の閉院となる市立野洲病院の今後について、伺います。

令和8年度内に開院予定の野洲市民病院は、令和9年3月、春の開院に向けて進められ、本年2月10日に起工式が無事に執り行われました。

開院となりますと、現状の市立野洲病院の敷地と建築物を今後どのようにするのか課題が残ることから、質問をいたします。

まず、問1です。

敷地については、公有地と民地が存在していますが、それぞれの面積と、民地は何筆になっているのか伺います。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、荒川議員の大きく2つ目の、閉院となる市立野洲病院の今後についての1問目、市立野洲病院敷地の公有地と民有地の面積と筆数について、お答えをさせていただきます。

現在の市立野洲病院の敷地でございますが、病院の建物の底地と郵便局との間の通路と、それと駐車場、それと病院奥の駐車場の範囲についてお答えをさせていただきますと、市有地が11筆でございます、4,663.56平米、お借りしております民地につきましては5筆でございます、1,564.08平米となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） そうしますと、5筆ある民有地の1,564.08ですか。これにつきましては、病院が閉院となったときの条件的な、そういう契約というものがあるんですか、ないんですか。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 民有地につきましては、閉院後の契約については、詳しい契約状況については承知をさせていただいていない状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） この件については、今後大切なことですので、しっかりと調査されますよう、よろしく願いいたします。

2点目に入ります。

建築物は、東館、西館、北館となっています。それぞれの経過年数を伺います。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、2点目の病院建築物の経過年数について、お答えをさせていただきます。

現在の市立野洲病院の建物の築年数でございますが、東館につきましては45年、西館については34年、北館につきましては26年が経過している旨、確認をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） そうしますと、一番新しいので北館の26年ということをお聞きしました。確認しました。今後、いろいろ検討していきたいと思えます。

問3に移りますけど、次の質問とも関連がございますので、まとめて質問させていただきますけども、今後は解体して更地後を考えるのか、建築物を耐用の年数の時期まで使用するのか、様々な考え方がございますけども、現時点で既にその構想は持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、3点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

現時点で具体的な活用の構想はございませんが、野洲駅前周辺一帯で将来を見据えて検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） 今の回答にございましたように、その辺の考え方、要するに南口整備は、私以前から言うてますけれども、野洲駅前の整備となると、病院、この市役所の敷地まで含めて大きな駅前開発を今後とも頭に入れながら進めていくというように、再三、私申してきましたので、それも非常に私にとってはいい回答をいただいたなど、このように思いますが、そこで、令和4年度から令和6年度にかけて市立野洲病院は市民病院が開院するまで維持するため、改修工事を今日までしてきました。全館で高圧電気設備工事、空調熱源工事、東館では耐震補強工事であります。

これらの工事額をそれぞれ積み上げますと、総額で3億3,163万4,600円とな

ります。よって、私考えるに当たり、多額の支出をしてきたところなので、一定の期間は有効な利活用をすべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、荒川議員の4点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘の各種工事につきましては、老朽化している建物において病院運営を継続するために必要最低限の応急・延命的な措置として実施をされたものでございまして、今後の病院以外での活用を見据えたものとはなっていないものと認識をさせていただいてるところでございます。

また、現野洲病院の東館は耐用年数を経過しており、また、西館及び北館につきましては、耐用年数には至っていないものの、全館を通じまして雨漏れ等の不具合が生じている状況と聞いているところでございます。

こうした状況を踏まえますと、荒川議員のご提案される一定の期間に限っての利活用といたしましても、現病院敷地をそのまま活用できるのか、また、改修を施して活用できるのかなど、十二分な検討を要するものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） そこで先ほどの1点目の質問に絡んでくるんですけども、要は野洲学区の、コミセンやすの関係なんです、ここで。

利活用という切り口からいきますと、私は、1つは従来から野洲学区の自治連合会の要望でもございました病院の後の利活用ということも検討されてはというようなことで、歴代の会長さん等が要望をかけておられます。

そうなりますと、北館が26年の経過ですから、一番新しいということになりますが、守山市の新庁舎の1階に行きますと、1階のフロアが非常に広いんですよ。これは何かと申しますと、市民が様々な集会や活動をされるのに活用してもらおうということで、守山市役所の1階はパイプ椅子が300ほど並ぶんですね、1階は。それを、私、ちょっと思い浮かべますと、この北館の1階は、あの病院の待合室を全て広げてしまいますと一定の集会所のできる大きなホールに活用できるのではないかなと思います。

そうすることによって、小劇場の解体だとか文化ホールの改修のときに一定市民の皆さんが様々な活動に使えるのではないかなというように思ったりしているんですけども、そ

のことと、もう一点は、利活用ということの切り口からいきますと、こういう病院の特殊な建物でございますので、そういう病院に携わる関係の団体だとかそういうところが何か利用できないかというような問合せ等はないのか。この2点について伺います。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 荒川議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まずもって、おっしゃっている場所でございますけれども、ちょうど道沿いのところが西館になります。ヤススポーツの角のところが北館という形になります。奥手が東館というような形でございます。ロビー等については、西館と北館が重なっているところになるかなというふうに思います。

先ほど申し上げた、まずもって、当該市立野洲病院でございますけれども、非常に老朽化が著しいという状況でございます。先ほど申し上げた雨漏れ等が先般の雨でもしているという状況の中で、一時的な利用といたしましてもどれほど活用ができるのかというところは十分に検討する必要がございますし、その雨漏れだけではなく、給排水の関係であったり、そういったところがだまし、だまし、今現状何とか使っているというような状況の中で利活用していきますと、幾ばくかのやはり改修が必要になってこようなというふうに思います。

ましてや、ロビーがでございますけれども、その一部の改修もする必要が出てこようなというふうなところも考えたりするところでございまして、どれほど財政出動していくのかということも大きな課題となってくるというところでございますので、そういったところは、やはり十分に検討をする必要が出てくるのかなというふうに思っています。

使い方による団体等でございますけれども、コミセンさんも同じでございます。今申し上げている財政的な出動がどれほどかかるのかということも十分検討する必要がございますし、医療団体につきましても同じでございまして、そういった形で十分に安全、そして安心して使えるような形で持っていけるかというところは検討する必要が出てくるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） それでは、聞いた内容からいきましたら、北館と西館のところがまあまあ使えるかどうか検討ということでございますので、今後十分にご検討賜りますようお願いいたします。

正直なところ、野洲学区の方々がコミセンやすが閉まるから、小劇場が閉まるからとか、小ホールが一旦使えなくなるようなときがあるから、他学区のコミセンを使うということはなかなか抵抗がありますので、その辺は十分配慮をしていただきたいなと思うところでございます。

質問の結びです。

現状、病院前の駐車場敷地は民地をお借りしていますが、駅前南口整備基盤を考えますと、公の様々な施設利用に今後もお借りしておくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（山本 剛） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、荒川議員の5点目のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

病院から市道野洲中央線を挟んで向かい側の民地をお借りさせていただいております駐車場につきましては、現時点におきましては、こどもの家の移転新築に伴って不足をいたします野洲小学校教員用などの駐車場として引き続きお借りすることができればというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 荒川議員。

○17番（荒川泰宏議員） ご理解いただければ、野洲市としても非常にありがたいことでございますので、誠意を持ってお借りしていただきたいなと、このように思います。

以上をもって、質問を終わります。

○議長（山本 剛） 次に、通告第6号、第13番、岩井智恵子議員。

岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 第13番、岩井智恵子でございます。

中学校の部活動の地域移行の推移と課題・展望について、1点のみ、1点というんですか、1項目のお伺いとさせていただきます。

中学校の部活動の地域移行と推移と課題、展望についてですが、問1、文部科学省は、教員の働き方改革と少子高齢化の対応のため、部活動の地域移行を2023年から2025年までを改革推進期間としてスタートさせました。

そもそも教員の働き方改革がクローズアップされたのは、長年にわたる長時間の労働や平日の運動部活動に加え、休日にも出勤指導体制など大きな業務負担がのしかかってきました。それらが心の病や希望が持てないなど、早期退職や担い手不足にとつながってきた

ものと、それが私は要因だと1つは考えております。

働き方改革の期間中でもあり、教育委員会として、教員への心のケア、実態調査はされていると承知いたしておりますが、その実態は働き方改革推進前と以降とではどんな変化が見られたか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 1点目のご質問にお答えいたします。

働き方改革以前には部活動について特段の規制のようなものはなく、顧問の判断によって早朝や休日の活動が行われていました。働き方改革が叫ばれ始めた頃から、中学校ごとに早朝練習をなくしていく動きがありました。

平成30年度に野洲市教育委員会が野洲市立中学校における部活動の方針を策定し、平日の休養日の設定や土曜日、日曜日の活動時間の上限設定などにより、一気に部活動のあり方が変わっていきました。

当初、熱心な教職員からは反対の声も上がりましたが、おおむね教職員には受け入れられ、一定の負担感の削減効果があったと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） では、再質問をいたします。

教員の働き方改革とはいっても、長年職務上遂行されてきたことを受皿なしに切ることにはできません。また、当然時代の背景とともに世代の生活水準、働き方、考え方等にも大きな違いが生じてきていると思います。

そんな中、教員にも生活事情というものがあり、各部活動担任の優遇措置や公平性ほどのように保たれているのか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、岩井議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

部活動の指導につきましては、部活動手当というものが教職員に支給されていることはあります。それは土曜日、日曜日、祝日におきまして4時間以上の勤務実績があるもの、その者に対して支給されております。

また、部活動指導の分担につきましては、年度初めの職員会議にてなされているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 今のお話を伺って、いろいろ家庭の事情、あるいは赤ちゃんがいるとか子育て期に早く帰らなければならない、いろんな先生がいる中で、部活がある一定の先生だけに絞られるというのか、負担がかかるのかなと思って、取りあえずこの公平性についてはどうかなということをお伺いしたんですけれども、それは年度初めに先生間でいろいろ協議をされているということで、そこに大きな不満とか負担とか、差があり過ぎて困っていらっしゃるというわけではないんですね。そういうご意見が常々ぶつぶつと出るとか、そういうことはないですか。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、再々質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、年度初めに職員会議で、みんな参加のもとで決めていくということですので、ご理解いただければと思います。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 私も、県外の先生なんですけど、発達障がいの担当の先生とか2か月に1度懇談会を持たせていただいているんですけれども、その場でどの先生にやっぱりお聞きしても、部活動がすごく、自分の本意でない部活動を持たされて、それも土日出んならんし、大変なのよと。できたらないほうがええという意見の方がやっぱり多かったものですから。

先生も抱えていらっしゃる自分の責務というのか、もともとのお仕事もあるものですか、そういうご意見があるかと思うんですけど。

やはり私としては、本当は先生に子どもたちの一生というのか、授業だけで見ている子どもたちではなくて、本当に部活で見る本当の子どもたちという姿、そしてまた、そこから得られる子どもたちの喜びや先生としての指導した者の喜びというのを味わってほしいので、できたら私は、ぱーんと切ってしまうより、やはりこういう部活というのは先生も子どもも大事だなと思っている中で、この移行について期待をするとともに、ちょっとどうかなということも考えている次第です。

では、問2、また、アンケート調査をされていると思いますが、差し支えない程度でお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、2点目のご質問にお答えさせていただきます。

1点目、働き方改革についてということでしたので、教員の勤務実態についてということをお答えをさせていただこうかと思えます。

平成30年度に野洲市教育委員会が策定いたしました「学校における働き方改革の取組方針」、こういった冊子がございます。こちらのほうに記載があります平成30年度当時10月から12月までの勤務実態といたしまして、超過勤務時数の教職員の平均は月当たり50時間、また、月当たり80時間以上の超過勤務の教職員の割合は約15%となっております。

これが令和6年度、9月から12月の勤務実態でございますが、超過勤務時数の教職員の平均は月当たり41時間、また、月当たり80時間以上超過勤務がございました教職員の割合は約6%。少しではありますが、改善が見られている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 平成30年では非常に高い数字で、私も今数字を見させていただいてびっくりしているんですけども、50時間から80時間というのを先生の職務として、していただいて、それが15%。そして、80%の人は令和6年では6%ということで、大分ね、11%ほど減っているんで、そこは働き方改革等の改革の中で生かされてきているなということには理解ができます。

問3、その対策についてお伺いします。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

教職員向けに毎年ストレスチェックを実施いたしまして、その回答を専門機関で分析し、一人ひとりにフィードバックをしております。

また、その結果を用いました集団分析を行いまして、学校ごとのストレス度を管理職へ伝え、環境改善につなげているところです。

全体として時間外勤務が減ってはいるものの、どうしても減らない教職員もいます。これは個々の仕事量や処理能力の違いというよりも、その教職員の働き方に対する考え方の違いによるものであると捉えています。

このような場合であっても、教職員の心と体の健康を保持するため、管理職による面談に加えまして、昨年度より時間外勤務が2か月連続100時間を超えている教員には必ず産業医面談を実施し、医師からもメンタルヘルスや働き方のアドバイスを受けられるよう

にしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 今お伺いすると、相当100時間というのは大きい、大変な労働時間なんですけれども、先生の考え方だとか勤務体制によっても、早くさっさと片づけて帰る先生もいれば、いろんな方がいらっしゃるということは分かるんですけど、これ、診査を受けて、いろいろアドバイスをもらって、それで大分そういう中で減っていかとか改善されたということは顕著に見られますか。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 再質問にお答えさせていただきます。

顕著にというよりも、徐々に改善するということで。

働き方改革に向けての教育委員会からの働きかけも行っておりますので、徐々に改善していくようにということで、進めようとしているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 再質ではないですけれども、やはり働き方改革がこういうところに生かされて、先生の勤務時間が超過になり過ぎて、また、家庭もあることから、家庭の、よくね、これをもともとされていた先生も言われました。もう家庭崩壊、家庭なんかほったらかしにできんのは、僕らのときはできていなかったと言われたんですけども、そういうことがあっては、やっぱり健全な先生の精神的、肉体的にもそういう先生から勉強も受けないと、くたくたになっている先生に受けても、また子どもたちにも影響するので、本当に徐々にこの働き方改革が生かされることを願うばかりです。

では、問4に行きます。

さて、ちょうど2年前の一般質問で、私と教育委員会の担当課との事前確認では、「今は地域移行の改革推進期間の1年目であり、近隣市町とも難しい日程調整をしながら意見交換等をしているが、杳として進んでいない。それに伴う報奨金等も必要と思うが、めどは立っていない」という返答だったと記憶しています。

無論それはまだ改革推進1年目であり、私でも容易ではないということが理解できます。

そこで、2年経過した今、徐々に進展はあると今も言っておられますけれども、中学校の運動部活及び文化活動で、現況はどのようになっているのか、お願いします。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、4点目のご質問にお答えいたします。

昨年度から教育長が委嘱しました部活動指導員を配置しております。令和6年度にはバスケットボール部、剣道部、ソフトテニス部、バドミントン部各1名を配置いたしております。

また、令和7年度からは、さらにソフトテニス部、吹奏楽部に1名ずつを追加配置し、顧問の先生が部活動を見る必要がない時間を確保する取り組みを進めています。

また、この2年間で、野洲市の総合型地域スポーツクラブ代表など関係機関と複数回協議を重ねてまいりました。

今後、どのように部活動地域展開を進めていくのかを協議する中で、各種団体と市民部及び教育委員会が連携することで、日々の活動場所の確保の課題解決に向けた取り組みを進めることができるものと考えております。

また、その連携をさらに深めていくためにコーディネーターを配置する必要があり、現在は、そのコーディネーター配置に向けて準備を進めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） コーディネーター1名でしたかね。それでどのようなあれで学校を回って、指導に当たられるんでしょうか。ちょっと指導の仕方、配属の仕方を。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 再質問にお答えさせていただきます。

現在の予定では、コーディネーターは2名と考えております。

中学校3校でございますので、コーディネーター2名で、学校のみならず、今申し上げました総合型地域スポーツクラブであったり、あるいは市民活動団体であったりといったところとの調整、マッチングを進めていければというところで考えております。

お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 先日、教育委員会の先生とお話をしましたら、吹奏楽部が物すごく目覚ましく、私もよく、コミセンなどに来てくださって、その演奏を聞かせていただいて、本当に感心するんですけども、そういう場でも頑張っているということを知りたいんですけども、他にもすごく頑張っているような、これだけ伸びたよというような

ところがあつたら、ちょっと紹介していただきたいんですけど。

○議長（山本 剛） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 再々質問にお答えさせていただきます。

吹奏楽部だけではなく、それぞれの中学生、生徒たちは指導者のもと、それぞれ頑張っておりますので、みんな頑張っています。伸びておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 分かりました。ありがとうございます。

では、問5に行きます。

5月17日の新聞では、大きな見出しで「部活改革6年延長提言」とあります。

記事によれば、スポーツ庁と文化庁の有識者会議で、国が改革を主導する期間を6年延長し、しかもスポーツ・文化芸術団体に指導を委ね、平日も本格化させるよう国に提言したという画期的な内容で、名称も「地域移行」から「地域展開」と改称。また、26年度から31年度までの6年間を改革推進期間から改革実行期間とし、この間に原則全ての部活動で休日の地域展開を達成する目標を掲げたとの記事の内容でした。

この提言は、取り組みが遅れている自治体に対しても部活動指導員の増員や委託しているモデル事業を通じて課題や解決策を検証し、地域展開を進めるとしています。

しかし、中学校の部活動が廃止になるのは、必ずしも一律ではなく、自治体により課題もそれぞれであります。

以上はスポーツ庁と文化庁の有識者会議での提言ですので、答弁はしにくいと思います。

6年延長との記事ですが、事業の取り組みは変わらないと思います。

今現在取り組んでおられる最も大きな課題について、お伺いをいたします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、5点目のご質問についてお答えをいたします。

野洲市の部活動地域展開における課題について一定の方向性が示せた今、実際に中学生と各種団体をマッチングするためのマネジメントと、それを持続可能なものにしていくことがこれからの課題と言えます。

毎年4月、中学生のニーズ、教職員・地域の活動団体の受皿の調査を行い、中学生が参加を希望する団体とのマッチングに関わる準備が必要です。その後も、受皿となる団体の改廃や、毎年新しく入ってくる中学生のニーズを調査し、調整を続けなければなりません。

こうした課題を解決するためにも、部活動地域展開を定着させ、持続可能なものにする役割を担うコーディネーターを継続配置することが大切です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。

今、マネジメント、あるいは中学生とのマッチング、中学生のニーズに合わせてというようなお話、どんどんこうね、内容が進んでいるということであれしく思うんですが、再質問をさせていただきます。

今、地域移行もしくはこれから地域展開というのに改称されるそうですけれども、これからどんどんと加速をする中で、我が市では体育館はありますが、他市のように市民やスポーツクラブなどの利用できる公共のスポーツ、例えばグラウンドとかいうのは足りていない状況だと思います。

ますます学校施設の利用も増えると思いますけれども、これはやはり学校施設の、増えるということは、それだけ教員、先生に対して負担も大きくなるのではないかと思いますけれども、こういったことの負担がさらに学校側に増えないように、また、本当に、でも、練習するところがなかなかないわけですから、ほんでグラウンドもそう軒並み一般の市民も交えてする大きいところが野洲市には今のところ全体的なところではないので、これから学校やスポーツ団体等にそういった管理を委託して、そしてスムーズに連携、そして、これから学校とも連携やら推進が図っていけるように、こういう考えを持ってはどうかかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員からご指摘をいただいているような点につきましては、それらも含めてこれから地域連携、地域展開をどうするかということをも具体的に考える。その中において、今申しましたけれども、コーディネーターの役割が非常に重要だというふうに思っていますので、そのコーディネーターを中心としながら、今後の地域連携、地域展開を考えていきたいというふうに思います。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） では、問7、さて、教員の働き方改革が展開される一方で、部活動を率先され、教職の一部としてむしろ指導したいと希望されている教員がおられるやに伺っていますが、今後の処遇はどのようになるのでしょうか、伺います。

ちなみに、私の孫は大学2回生ですが、進路については、当初は教職の免状を取り、野球の指導をしたいと、勉強よりも野球の指導をしたい、もうこんなことを話すので、びっくりしたんですけども、今も大好きな野球部で頑張っています。どんな進路を取るのか、心配ですけども、また、楽しみでもあります。

このように、学生の中にも野球指導に希望を持っている子がいるので、こういう点も全部希望が活かせるような方向性も欲しいなと思うんですけども、今質問いたしましたように、こういった、どうしても部活、そういうなんを担当していきたいという先生がおられる場合の処遇というんですか、それ、取扱いはどのようになるのか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 教育長。

○教育長（北脇泰久） すいません、先ほど岩井議員から再質問という形でもって質問をいただきましたので、私、あのようにならうと答えさせていただいたんですけど。

（「すみません」の声あり）

○教育長（北脇泰久） あのことは、その後の展開を見据えた具体策の発展ということではなかったでしょうか。それであるならば、そのことについて、まずお話をさせていただこうと思います。

では、6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲市の総合型地域スポーツクラブには、YASUほほえみクラブとさざなみスポーツクラブがあり、長年、野洲市の活動にご尽力をくださっています。

今年度、教育委員会と市民部、及び地域で活動されている団体等をつなぐ役割として、コーディネーターを2名配置する予定です。

具体策として、まずは現段階の中学校主体の部活動体制を見直し、地域で活動されている団体等の受皿を整備していきます。

また、コーディネーターがYASUほほえみクラブとさざなみスポーツクラブの他、各種スポーツ・文化活動団体等でどのように中学生を受け入れられるかを検討していきます。

というのが、先ほど再質問というふうな中で少し答えさせていただきました。

で、今ほどの質問について、お答えをさせていただきます。

昨年度、野洲市の教職員対象に部活動指導に関わるアンケート調査を行いました。70人から回答があり、生徒の活動の指導・サポートをすると答えた教職員は33人、部活動以外の地域の活動に登録して生徒の活動の指導・サポートをすると答えた教職員は5人、活動に関わらないと答えた教職員は23人、その他で、活動場所に関わる不安等を答えた

教職員は9人という結果が出ました。

部活動地域展開において、地域のスポーツ活動や部活動に関わりたい教職員については、希望する団体に登録をして活動を続けていくこと、または、野洲市内で新たなチームをつくり、団体登録を行い、その指導者として活動を続けていくことができるように協議を進めていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） 教育長、ありがとうございます。

いろいろ考えていただいている、ほっとするんですが、私、すいません、問6を抜かしたような気がします。

問6に戻ります。

（発言する者あり）

○13番（岩井智恵子議員） えっ。

○議長（山本 剛） 岩井議員、今答えていただきました。

○13番（岩井智恵子議員） ああ、それ、ほんで。もう、私、分かってない。すいません。

そしたら、問8に行きます。最後の質問です。

中学校の生徒数は、昭和61年589万人が令和3年度では296万人と半減し、出生数は令和2年で84万人。生徒数の減少が加速化するなど、深刻な少子化が進行しています。ちなみに、令和6年は68万人で、70万人を割り込んでいます。

また、運動の技能経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動が求められるなど、教師にとって大きな業務負担となっています。

土日の部活動指導の平成18年度は、これは1時間6分でしたが、平成28年には2時間9分と倍増となっています。

地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分でない。今申し上げた内容は、令和6年6月6日、スポーツ庁の地域移行に関する検討会議の課題と提言事項です。

一日でも早く、教員の束縛を解き、気持ちの余裕のある、先ほども言いましたけれどもね、教育体制で、国の宝である子どもたちをスポーツの指導者や保護者、地域の皆さんで一丸となって支援していくのが肝要かと思えます。

櫻本市長、これからの子どもに託する期待、また、いろんなメッセージがありましたら、伺いたいと思います。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、私からこれからの子どもたちに対するメッセージをというところでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、部活動の地域展開をきっかけに、「子どもたちの頑張りをみんなで支える野洲市」の実現に向けて、市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

部活動の地域展開では、地域クラブ活動団体と協力したり、企業などの支援団体を募ったりして、子どもたちのチャレンジを応援する体制をつくりたいと考えております。

また、スポーツ、それから文化活動、ものづくりなど、子どもたちの興味や関心が地域の活力とつながることで、野洲市の地域クラブ活動も発展していくと考えております。

地域の大人や企業の方々も、子どもたちのチャレンジを応援することで社会貢献が進みます。大人もそれぞれの「好き」や「得意」、こういったものを生かしまして、子どもたちのチャレンジを応援できるまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○13番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。

市長には夢のあるというんですか、それを現実に向かってしていただけるのを確信したわけなんですけれども、今の定例会というんですか、これで予算が、何ぼとは今は言いませんけれども、提案されています。やはりお金もないとちゃんとした人を迎え入れることもできませんし、これからは適切な対価に合ったやはり指導員を招致するんですか、そういうことをしていかなければ、本当に伸びていかない。いつまでも毎々と、この中でやっていて、お金も使わず、何もと言っていけば、なかなかそういう大胆な改革は、私はできないと思っておりますので、ぜひに、そのあたりのこともこれから鑑みていただきまして、今回予算の提案がございましたけれども、ぜひともこういう子どもたちの行く末を思い、しっかりとした指導者がつくように、これは大きな差が出ますので、今後見守っていききたいなと思っております。

どうもありがとうございました。失礼いたします。

○議長（山本 剛） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、来る6月16日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。(午後3時36分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年6月13日

野洲市議会議長                   山本       剛

署名議員                       山崎 敦志

署名議員                       橋       俊明